

第3節

経済外交

総論

〈経済情勢認識と日本の経済外交〉

2017年の世界経済は、足下では回復基調にあるが、回復は完全ではなく、中期的には下方リスクが存在しており、景気が上向いている今こそ経済の基盤を確固なものにしていくことが必要である。このような経済情勢認識の下、日本は法の支配を基礎とした自由で開かれた国際経済システムの維持・強化を経済外交において目指すべき戦略目標としつつ、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、日・欧州連合（EU）経済連携協定（EPA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）及び日米経済対話の四正面の交渉を並行して進めた。日本の経済外交の四正面は、一つひとつが個別に取り組まれているわけではなく、相互に深く関連し合い、一つの交渉の妥結が他の交渉にはずみを与えるという好循環を生み出しながら、日本をハブとして自由貿易のネットワークを世界に拡大していくという基本戦略に基づいて取り進められてきた。このような戦略の下、2017年は日米経済対話の創設により日米経済関係を適切に取り進めながら、TPP11の大筋合意及び日EU・EPAの交渉妥結を達成し、2018年3月には環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）の署名に至った。

日本は、①上記のようなメガEPAの推進といった自由で開かれた国際経済システムを強化

するためのルールメイキング、②官民連携の推進による日本企業の海外展開支援及び③資源外交とインバウンドの促進の三つの側面を軸に、日本外交の重点分野の一つとなっている経済外交の推進を更に加速するべく、経済外交を発展させてきた。

(1) 経済連携の推進

高いレベルでの経済連携の推進は、「2018年までに、FTA比率70%（2012年：18.9%）を目指す」ことを掲げる「成長戦略」の柱の一つである。2016年2月に署名されたTPP協定はアジア太平洋に新しい貿易・投資ルールを構築するものであり、巨大な経済圏が誕生することとなる。2017年1月に米国のトランプ新政権が発足すると、米国はTPP協定からの離脱を宣言したが、日本の主導で、2018年3月にチリ・サンティアゴにおいて11か国でTPP11協定の署名に至った。また、日EU・経済連携協定（EPA）については、2017年12月に交渉妥結した。これら協定の署名・発効を目指すとともに、今後も、RCEP、日中韓自由貿易協定（FTA）などの経済連携協定の交渉に同時並行的に取り組むことで、世界全体の貿易・投資ルール作りに貢献していく考えである。

(2) 多数国間の貿易自由化(世界貿易機関 (WTO))

世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的貿易体制は、貿易自由化のための交渉や紛争解

決を含む既存のルール運用において重要な役割を果たしてきている。長年膠着^{こうちやく}状態が続くWTOの交渉については、時代に即した課題への対応を含め、再活性化のためのアプローチの模索が続けられている。12月に行われた第11回WTO閣僚会議（MC11）では、加盟国の合意による閣僚宣言は発出されなかったが、電子商取引や漁業補助金等について、MC11後の作業計画が決定されるとともに、電子商取引、零細・中小企業、投資円滑化といった分野で有志国の閣僚声明が発出された。このような有志国の取組は、WTOにおける新たなアプローチを示すものとなっている。特に、電子商取引については、日本の主導により、共同声明に米国、EU、開発途上国を含む71の加盟国の参加を得るなど、日本は議論の過程でリーダーシップを発揮した。

(3) 国際的な議論を主導

先進国首脳が集まって政策協調のための議論を行うG7サミットについては、5月に議長国イタリアの下、G7タオルミーナ・サミットが開催された。トランプ米国大統領を含めG7首脳の半数が初参加となり、G7が「変化の時」を迎えるとともに、北朝鮮、テロ・暴力的過激主義、難民等の問題が深刻化する中、世界の平和・安定の確保、世界経済の包摂的成長の実現について、忌憚^{きたん}のない議論が行われた。首脳間での個人的信頼関係を深めるとともに、G7が、基本的価値を共有し、ルールに基づく国際社会の牽引^{けんいん}役として、これら課題に対して、これまで以上に結束して対応していくことで一致した。

7月のG20ハンブルク・サミット（ドイツ）では、「相互に連結された世界の形成」というテーマの下、世界経済の成長が依然として緩やかで、様々な下方リスクが存在する中、G20としていかに連携してこれらのリスクに対応しつつ成長を強化していくか等、首脳間で率直な意見交換が行われた。G7タオルミーナ・サミットでも重視された世界経済、貿易、過剰生産能力問題への対応等につき、安倍総理大臣を始め日本からも力強く働きかけを行い、関連の

コミットメントにG20として合意した。また、G20首脳の支持を得て、2019年のG20議長国を日本が務めることが決定した。

アジア太平洋地域の21か国と地域が参加する経済協力の枠組みであるアジア太平洋経済協力（APEC）では、11月に開催された2017年ベトナムAPECダナン首脳会議において、地域経済統合の深化、デジタル時代における零細・中小企業の競争力・イノベーションの強化、持続可能で革新的かつ包摂的な成長の促進などについて幅広い議論が行われた。安倍総理大臣は、「自由で公正」な通商ルール形成に向けた日本の積極的姿勢や、「生産性革命」、「人づくり革命」、「デジタル貿易」等の取組を世界に発信した。

経済・社会の広範な分野を扱う「世界最大のシンクタンク」である経済協力開発機構（OECD）では、6月の閣僚理事会で、「グローバル化」をテーマに議論した。日本からは、多角的貿易体制の維持・強化、公平な競争条件の確保、開かれ、誰もが公平に利用可能な「質の高いインフラ」整備等の重要性を強調し、いずれも成果文書に反映されるなど、OECDにおける議論に貢献した。また、同閣僚理事会に合わせて、税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（BEPS防止措置実施条約）の署名式が行われた。

〈官民連携の推進による日本企業の海外展開支援〉

(1) 日本企業の海外展開支援

新興国を始めとする海外の経済成長の勢いを取り込み、日本経済の着実な成長を後押しするため、日本政府としても日本企業の海外進出支援を一層重視している。日本企業の海外展開支援に関しては、例えば、「2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を実現」や「2019年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円にする」等の具体的な政府目標の達成に向け、オールジャパンで取組を行ってきている。

このような状況の下、外務省は各国で日本企業の窓口となる在外公館と緊密に連携してきており、関係する在外公館には、「日本企業支援

窓口」、「インフラプロジェクト専門官」、「日本企業支援担当官（食産業担当）」を設置するなど、現地のビジネスを支援する体制を整えている。在外公館では、様々な相談に対応しつつ、公館の施設を活用した日本製品のプロモーション活動の支援や現地の法制度に対応するためにセミナーを開催するなど日本企業の海外展開を支援している。2016年度に世界各国の日本国大使館・総領事館に寄せられた相談件数は前年の4万6,762件を上回る5万3,675件に上り、今後も増加傾向が見込まれる。

（2）日本産農林水産物・食品に対する輸入規制

東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた日本産農林水産物・食品に対する輸入規制については、韓国、シンガポール、台湾、中国、香港、マカオ及びロシアが輸入停止を含む規制を維持している。外務省ではこれらの国・地域を含め各国政府及び広く一般市民等に正確な情報を迅速に発信するとともに、科学的根拠に基づき、規制を可及的速やかに撤廃するよう精力的に働きかけてきており、2017年以降では新たにカタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン及びトルコの6か国で規制撤廃が実現し、米国、EU等でも更なる規制緩和が実施された。

〈資源外交と対日直接投資の促進〉

（1）エネルギー・鉱物資源・食料安全保障

多くの資源を海外に依存している日本にとって、資源の安定的かつ安価な供給確保に向けた取組が引き続き重要である。外務省としても様々な外交手段を活用し、資源国との包括的かつ互恵的な関係の強化に努め、供給国の多角化を図るなど戦略的な資源外交を行っている。2017年には、近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえ、今後の新たなエネルギー・資源外交政策の在り方に関する検討を重ね、7月に新たなビジョンを打ち出した（コラム「日本の新たなエネルギー・資源外交～『グローバル・ビジョン』の発表～」227ページ参照）。

食料安全保障に関しては、将来、世界的な食料不足が発生する可能性も指摘される中、世界の食料生産の促進を通じて需給の緩和を図ることで、日本の安定的な食料確保にもつながるよう取組を進めている。2017年には、グラツィアーノ国連食糧農業機関（FAO）事務局長の4年ぶりとなる訪日の機会などを活用し、日・FAO関係の更なる強化に取り組んだ（コラム「国連食糧農業機関（FAO）との関係強化～グラツィアーノFAO事務局長の訪日～」231ページ参照）。

（2）海洋生物資源の持続可能な利用

日本は責任ある世界有数の漁業国及び消費国として、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用を基本方針とし、漁業資源に対する保存管理措置を決定・実施する主体として最も重要な国際機関である地域漁業管理機関（RFMO）の多くに加盟し、積極的な役割を果たしている。また、捕鯨問題については、国際的な状況は依然厳しいが、鯨類資源は持続可能な形で利用し、文化、習慣等の多様性も尊重されるべきとの基本方針の下、科学的根拠及び国際法に基づき、国際社会の理解が深められるよう粘り強く取り組んでいる。

（3）対日直接投資の促進

対日直接投資に関しては、「成長戦略」で掲げられた、「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する」という目標達成に向けて、2014年から開催されている「対日直接投資推進会議」を司令塔として、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現に政府横断で取り組んでいる。

外務省としては、外交リソースを活用した取組として、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」を通じた対日投資の呼びかけや対日投資イベントの開催など積極的な活動を行っているほか、政府要人によるトップセールスや日本貿易振興機構（JETRO）など関係機関との協力を通じて、国内外で様々な取組を戦略的に行っている。

各 論

1 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルールメイキング

(1) 経済連携の推進

経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）には、物品の関税やサービス貿易の障壁等の削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する効果がある。日本は、これまでに20か国との間で16のEPAを署名・発効済みである。日本の貿易のFTA比率（貿易総額に占める発効済み・署名済みのFTA相手国の貿易額の割合）を2012年の18.9%から2018年までに70%に高めるとの「成長戦略」の目標の実現に向け、アジア太平洋地域や、欧州等との経済連携を戦略的に推進している。こうした取組の成果として、2018年3月に11か国で環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）の署名に至った。また、2017年12月には日EU・EPAが交渉妥結するなど、長年にわたる精力的な交渉が実を結んだ。

日本は、自由貿易の旗手として、日EU・EPAとTPP11の早期発効に向けて取り組むとともに、今後も他の経済連携交渉を推進していく考えである。

ア 多数国間協定（メガFTA）等

(ア) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定

TPP協定は、成長著しいアジア太平洋地域で、新たな貿易・投資ルールを構築する取組である。日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国が交渉に参加し、2016年2月に署名に至った。TPP協定が発効すれば、自由で公正な「1つの経済圏」と大きなバリュー・チェーン（価値の連鎖）が生み出される。

この協定は、関税、サービス、投資、知的財産、国有企業など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築し、日本企業が海外市場で一層活

躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推進力となるものである。さらに、TPP協定により、基本的価値を共有する国々と共に経済面での法の支配を強化することは、日本の安全保障及びアジア太平洋地域の安定に寄与する戦略的意義を有する。

日本では、2017年1月にTPP協定の国内手続を完了した。また、TPP協定の寄託国であるニュージーランドでも、2017年5月に国内手続が完了した。しかし、2017年1月、米国のトランプ新政権がTPP協定からの離脱を表明した。TPP協定の発効規定に基づけば、米国を含めずに同協定を発効することはできないが、上記のようなTPP協定の経済的・戦略的意義は引き続き大きい。

このため、11か国でTPPを早期に実現すべく、日本は精力的に議論を主導し、2017年11月、ダナン（ベトナム）で開催されたTPP閣僚会合で、新たな協定である「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）」について、元々の12か国によるTPP協定の条文を組み込み、一部条文の適用を例外的に停止（凍結）することで、11か国でTPPを前に進めることに閣僚間で合意した（大筋合意）。その後、2018年3月にTPP11協定がチリ・サンティアゴで署名された。これは、世界的に保護主義的な風潮が広まる中で、自由貿易の旗手である日本から世界に向けた力強いメッセージとなった。今後日本は、可能な限り早期の発効を目指していく。

(イ) 日EU・EPA

基本的価値を共有し、日本の主要貿易・投資相手でもある欧州連合（EU）とは、2013年3月のEPA交渉開始決定後、4年3か月に及ぶ交渉を経て、2017年7月に大枠合意、12月に交渉妥結に達した。

日EU・EPAについては、交渉開始以来、政府一丸となって精力的な交渉を行ってきた。特に2017年2月にボン（ドイツ）で実施された岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との会談で、日EU・EPAが日EU間

▶ EPA・FTA交渉等の現状

	04年	05年	06年	07年	08年	09年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
日ASEAN 包括的 経済連携 (AJCEP)				妥結 物品貿易等が			サービス章・投資章 の継続交渉開始		3月、10月 合同委員会	4月 合同委員会 10月 合同委員会	3月、10月 合同委員会	4月、10月 合同委員会	6月 合同委員会	1月 合同委員会
				交渉						交渉 (サービス・投資)				
カナダ								3月 共同研究開始	3月 共同研究完了 同日 日加 首脳会談 (交渉開始で一致) 7月 交渉準備会合 11月 第1回交渉会合	4月 第2回交渉会合 7月 第3回交渉会合 11月 第4回交渉会合	3月 第5回交渉会合 7月 第6回交渉会合 11月 第7回交渉会合			
								政府間共同研究 (準備会合)			交渉			
コロンビア							11月 共同研究開始	7月 共同研究完了 9月 日コロンビア首 脳会談 (交渉 開始で一致) 12月 第1回交渉会合	5月 第2回交渉会合 10~11月 第3回交渉会合	2月 第4回交渉会合 5月 第5回交渉会合 7月 第6回交渉会合 9月 第7回交渉会合 10月 第8回交渉会合 12月 第9回交渉会合	3月 第10回交渉会合 5月 第11回交渉会合 7月 第12回交渉会合 8月 第13回交渉会合			
								産官学共同研究			交渉			
日中韓							5月 共同研究開始	12月 共同研究完了	【参考：3月 日中韓 投資協定大筋合意】 5月 日中韓サミット (年内の交渉開 始で一致) 11月 日中韓経済貿 易大臣会合 (交渉開始を宣言)	2月 交渉準備会合 3月 第1回交渉会合 7~8月 第2回交渉会合 11月 第3回交渉会合	3月 第4回交渉会合 9月 第5回交渉会合 12月 第6回交渉会合 (局長/局長会合)	1月 第6回交渉会合 (首席代表会合) 4月 第7回交渉会合 (局長/局長会合) 5月 第7回交渉会合 (首席代表会合) 7月 第8回交渉会合 (局長/局長会合) 9月 第8回交渉会合 (首席代表会合) 12月 第9回交渉会合 (局長/局長会合)	1月 第9回交渉会合 (首席代表会合) 4月 第10回交渉会合 (局長/局長会合) 6月 第10回交渉会合 (首席代表会合)	1月 第11回交渉会合 (首席代表・局長 /局長) 4月 第12回交渉会合
								産官学共同研究	交渉開始の準備作業		交渉			
EU							4月 共同検討作業を 開始	5月 交渉のためのプ ロセスを開始	7月 交渉の大枠を定 めるスコーピング 作業の終了 11月 EU外務理事 会が欧州委員 会の交渉権限 を採択	3月 日EU首脳電 話会談 (交渉 開始を決定) 4月 第1回交渉会合 6月 第2回交渉会合 10月 第3回交渉会合	1月 第4回交渉会合 3~4月 第5回交渉会合 7月 第6回交渉会合 10月 第7回交渉会合 12月 第8回交渉会合	2月 第9回交渉会合 4月 第10回交渉会合 7月 第11回交渉会合 9月 第12回交渉会合 10月 第13回交渉会合 11月 第14回交渉会合	2月 第15回交渉会合 4月 第16回交渉会合 9月 第17回交渉会合	4月 第18回交渉会合 7月 日EU定期首脳協議 (大筋合意) 12月 日EU首脳電話会談 (交渉妥結)
								共同検討作業	交渉のためのプロセス		交渉			交渉 妥結
東アジア地 域包括的 経済連携 (RCEP※)							9月 CEPEA [※] 及び EFTA [※] につ いて議論開始	11月 ASEAN関連 首脳会議 (CEPEA及び EFTAの提案を 踏まえRCEPの 枠組みを採択)	11月 ASEAN関連 首脳会議 (交渉立ち上げ を宣言)	2月 交渉の準備の ための会合 5月 第1回交渉会合 8月 第1回閣僚会合 9月 第2回交渉会合	1月 第3回交渉会合 3~4月第4回交渉会合 6月 第5回交渉会合 8月 第2回閣僚会合 12月 第6回交渉会合	2月 第7回交渉会合 6月 第8回交渉会合 7月 第一回閣僚中間会合 8月 第9回交渉会合、 第3回閣僚会合 10月 第10回交渉会合	2月 第11回交渉会合 4月 第12回交渉会合 6月 第13回交渉会合 8月 第4回閣僚会合 10月 第15回交渉会合 11月 第2回閣僚中間会合 12月 第16回交渉会合	2月 第17回交渉会合 5月 第18回交渉会合 第3回閣僚中間会合 7月 第19回交渉会合 9月 第5回閣僚会合 10月 第20回交渉会合 11月 閣僚準備会合 首脳会議
									政府間での議論・検討		交渉			
TPP							11月 交渉参加に向 けた協議開始 の意向表明		2月 日米首脳会談 (日米の共同声明発出) 4月 日米協議合意、 TPP閣僚会合 7月 第18回交渉会合 (日本参加) 8月 第19回交渉会合 10月 TPP首脳会合・ 閣僚会合 12月 TPP閣僚会合	2月 TPP閣僚会合 5月 TPP閣僚会合 10月 TPP閣僚会合 11月 TPP首脳・閣僚 会合	7月 TPP閣僚会合 10月 TPP閣僚会合 (大筋合意) 11月 TPP首脳会合	2月 TPP閣僚会合 (署名)	1月 国内手続完了 11月 TPP閣僚会合	
										参加に向けた協議		交渉	署名	締結 11か国で 大筋合意
トルコ								11月 共同研究開始	7月 共同研究完了	1月 日トルコ首脳会談 (交渉開始で一致) 12月 第1回交渉会合	4月 第2回交渉会合 9月 第3回交渉会合	1月 第4回交渉会合 6月 第5回交渉会合	1月 第6回交渉会合 9月 第7回交渉会合	
										産官学共同研究	交渉開始の準備作業		交渉	
韓国							2003年11月 交渉開始 2004年11月 交渉中断	5月 第2回局長級 事前協議 10月 日韓首脳会談 (交渉再開に必要な 実務的作業を本格的 に行うことへ一致)						

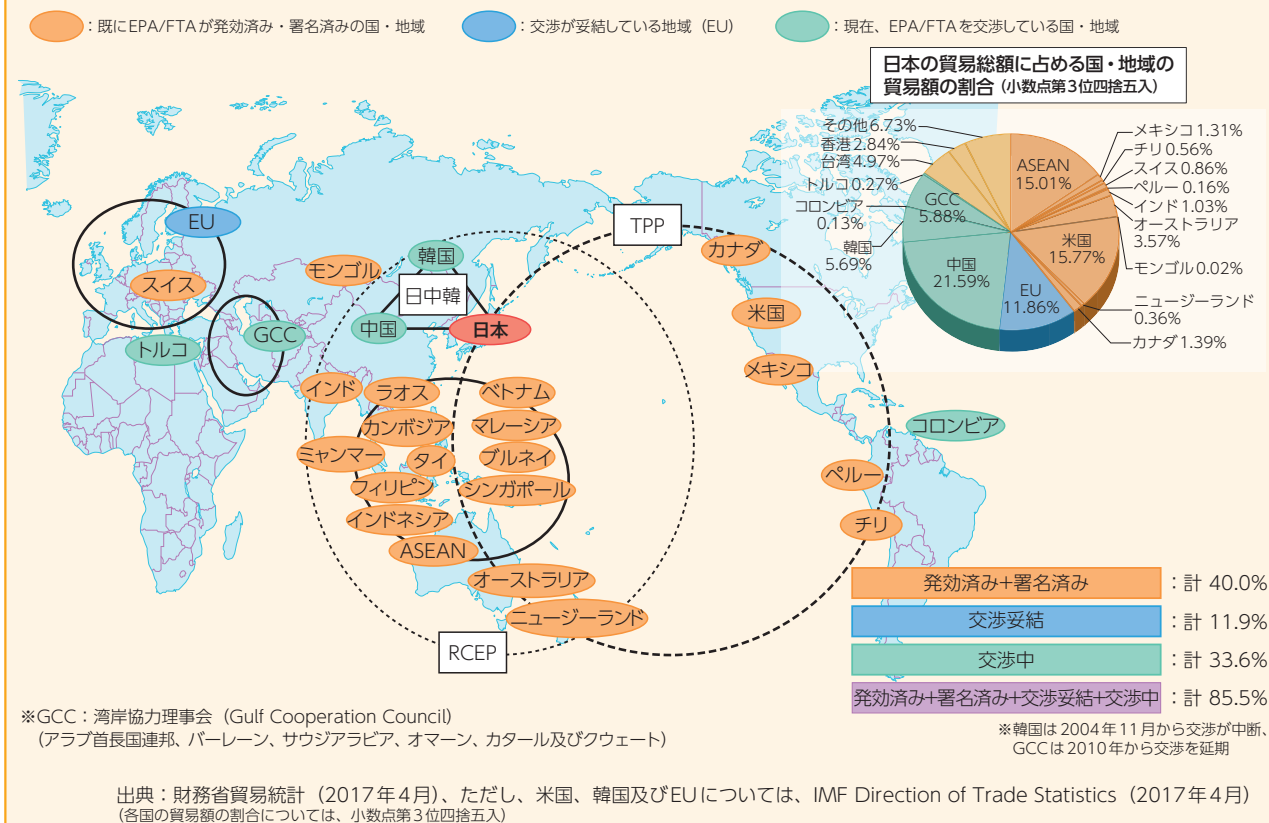
の最優先課題であること、及び、保護主義的な動きに対抗するために同EPAの可能な限り早期の大枠合意が極めて重要であることを再確認した。その後、交渉が加速され、5月の首脳会談（イタリア・タオルミーナ）、6月の岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担

当）との電話会談を経て、6月末から7月にかけて岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との間で集中的な交渉が行われた。交渉の進展と歩調を合わせ、日本国内では6月及び7月に主要閣僚会議¹（第2回会合及び第3回会合）が開催され、大枠合意に向けた最終的

¹ 構成員は、内閣官房副長官、経済再生担当大臣、日EU・EPA交渉に関する総合調整を担当する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

▶ 日本の経済連携協定（EPA）の取組

- ・これまで20か国と16の経済連携協定（EPA）が発効済み・署名済み
- ・発効済み・署名済みEPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は40.0%
（※米国を除くTPP11の場合は24.2%）（比較：米国：47.5%、韓国：67.9%、EU：33.0%）
日EU・EPA署名・発効後は、51.9%まで増加の見込み（※米国を除くTPP11の場合は36.1%）（EUは、36.6%まで増加の見込み）
- ・発効済み・署名済みEPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は85.5%
[参考]『未来投資戦略2017』では2018年までにFTA比率を70%に引き上げることを政策目標として掲げている。



な調整が行われた。様々な交渉・調整を経て、7月5日、ブリュッセル（ベルギー）で岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との間で大枠合意を確認し、翌6日、同地で行われた第24回日EU定期首脳協議で安倍総理大臣とトゥスク欧州理事会議長及びユンカー欧州委員会委員長との間の首脳レベルで大枠合意が確認された。

大枠合意後も、可能な限り早期の交渉妥結を目指して詰め協議を進め、11月15日及び12月8日の河野外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との電話会談を経て、同日、安倍総理大臣とユンカー欧州委員会委員長との電話会談で、日EU・EPAの交渉妥結を確認するに至った。

(ウ) 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）

RCEPは、世界人口の約半分、世界の国内総生産（GDP）及び貿易総額の約3割を占める、広域経済圏実現を目標とした東アジア経済統合の柱である。ASEAN諸国とFTAパートナー諸国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの6か国）は、2013年5月の交渉開始以来、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、原産地規則、知的財産、電子商取引などを含む分野で包括的かつ高いレベルの協定を目指している。2017年12月までに、閣僚会合を9回、交渉会合を20回開催した。また、2017年11月のASEAN関連首脳会議の機会に開催されたRCEP首脳会議では、RCEP交渉の首脳による共同声明が発出された。共同声明では、現代的な、包括的な、

質の高いかつ互恵的な経済連携協定を達成するというコミットメントを再確認し、RCEP交渉の妥結に向けて2018年に一層努力することが示された。

(工) 日中韓FTA

日中韓FTAは、日本にとって主要な貿易相手国である中国（第1位、約21%）及び韓国（第3位、約6%）を相手とするFTAとなる。2013年3月に交渉を開始し、2017年4月までに12回の交渉会合を行った。2015年11月の日中韓サミットでも交渉の加速が確認されており、包括的かつ高いレベルのFTAを目指すとの3か国共通の目標の下、物品貿易を始め、投資、サービス貿易、競争、知的財産、電子商取引といった広範な分野について精力的に協議を行っている。

(オ) アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想

FTAAP構想は、その将来的な実現に向けて、APECで、盛り込まれるべき「次世代型」の貿易・投資課題を議論したり、幅広い参加を可能とすべく、主に開発途上国・地域向けの能力構築を行うなどしている。2017年ベトナムAPECダナン首脳会議では、これら取組へのコミットメントを再確認し、将来、APECエコノミーが質が高く包括的な自由貿易協定交渉に参加するための能力を向上させる作業プログラムを策定することが奨励された。

イ 二国間協定等（交渉開始順）

(ア) 韓国

韓国との間では、貿易・投資を含む経済の相互依存関係が強固である。同国とのEPAは、安定的な経済枠組みを提供し、将来にわたり両国に利益をもたらし得るとの考えに基づき、2003年に交渉を開始した。この交渉は2004年以降中断され、その後、実務レベルの意見交換などが実施された。

(イ) 湾岸協力理事会（GCC）

GCC諸国は、石油・天然ガスの資源国とし

て、また、インフラ等の輸出を展開する市場として重要な地域の一つである。GCC諸国との経済関係の強化に向け、FTA交渉を2006年に開始したが、2009年以降、交渉はGCC側の都合で延期されてきている。日本はGCCとの経済関係の一層の強化を図るべく、交渉の早期再開を求めている。

(ウ) カナダ

基本的価値を共有し、相互補完的な経済関係にあるカナダとは、2012年にEPA交渉を開始した。日本へのエネルギー、鉱物や食料の安定供給に資するEPAとすべく、2014年11月に第7回交渉会合を行ったが、それ以降は両国ともTPP協定交渉に集中することとしたため、二国間交渉は行われていない。

(エ) コロンビア

豊富な資源と高い経済成長を有するコロンビアとは、2012年にEPA交渉を開始し、2017年12月までに13回の交渉会合を行った。同EPAはコロンビアの和平達成後の新たな国造りにとっても重要であり、交渉は最終段階にある。

(オ) トルコ

高い経済的潜在性を有し、開放経済を推進するトルコとは、2014年1月に訪日したエルドアン首相と安倍総理大臣の会談においてEPA交渉開始に合意し、同年12月に交渉を開始した。2017年12月までに7回の交渉会合を行った。

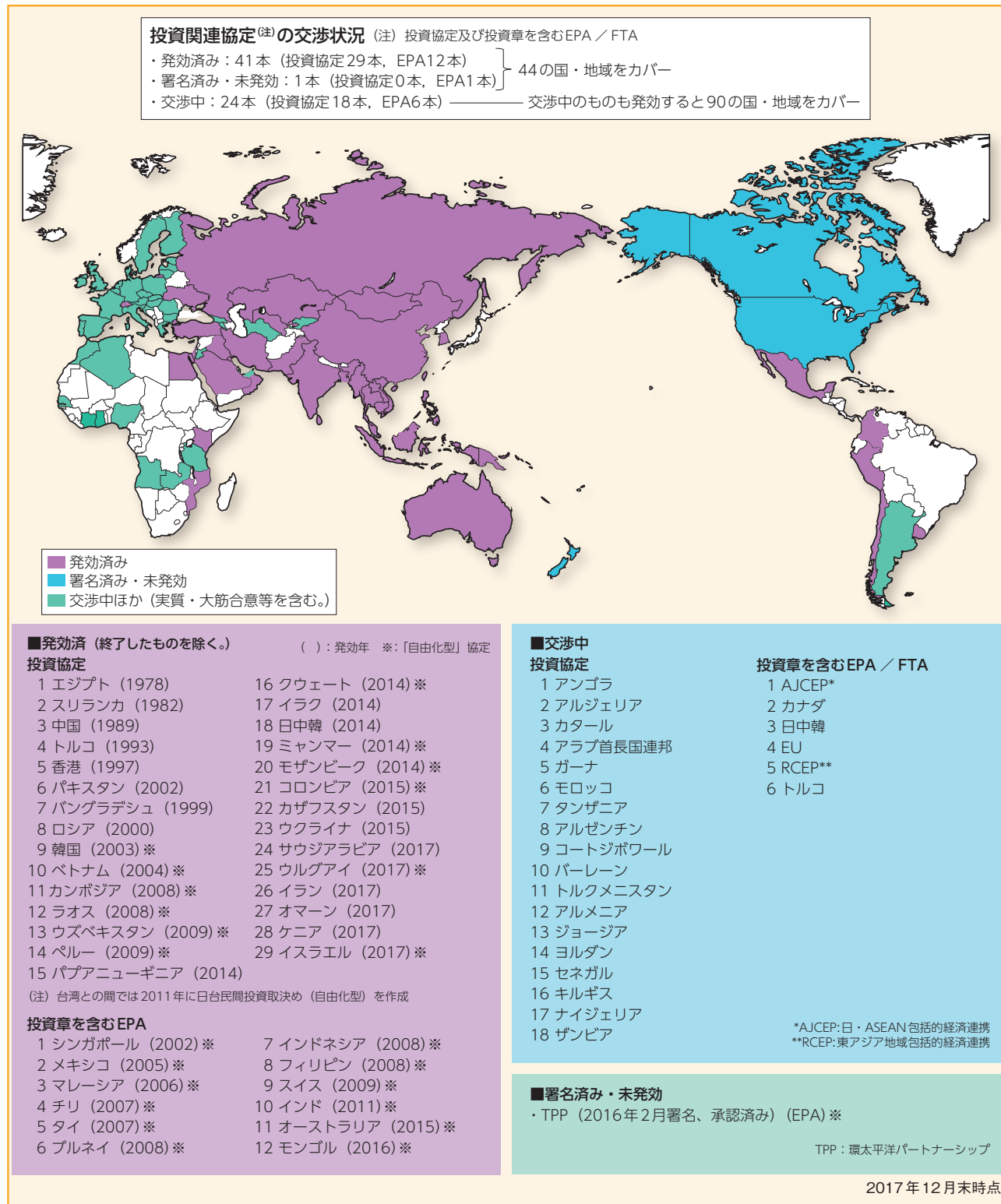
ウ 発効済みのEPA

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために様々な協議が続けられている。

エ 人の移動

EPAに基づき、これまでインドネシア、フィリピン及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施している。2017年は、イ

▶ 投資関連協定の現状



インドネシアから324人 (看護：29人、介護：295人)、フィリピンから310人 (看護：34人、介護：276人) 及びベトナムから203人 (看護：22人、介護：181人) を新たに受け入れた。また、2017年の国家試験においては、看護65人 (インドネシア：21人、フィリピン：

29人、ベトナム：15人) 及び介護104人 (インドネシア：68人、フィリピン：36人) が合格した。なお、ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者については、2014年に受入れを開始し、2017年までの累計で673人の受入れを行った。

オ 投資協定／租税条約／社会保障協定**(ア) 投資協定**

投資協定は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続等について規定しており、投資を促進するための重要な法的基盤である。海外での投資環境の整備を促進し、日本市場に海外投資を呼び込むため、日本は投資協定の締結に積極的に取り組んできている。

2017年には、4月にサウジアラビア、ウルグアイ及びイランと、7月にオマーンと、9月にケニアと、そして10月にイスラエルとの間でそれぞれ投資協定が発効した。現在、発効済みの投資関連協定が41本（投資協定29本、EPA12本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が1本（投資協定0本、EPA1本）あり、これらを合わせると42本となり、44の国・地域をカバーすることとなる。現在交渉中の投資関連協定を含めると90の国・地域、日本の対外直接投資額の約93%をカバーすることとなる（2017年12月末現在）²。

2016年5月に「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」が策定され、2020年までに投資関連協定について100の国・地域を対象に署名・発効することを目指すことが定められた。同目標は「未来投資戦略2017」にも記載されている。これを受け、2017年5月、外務省経済局内に、投資関連政策を一元的に立案・実施する投資政策室が設置された。

アクションプランの目標の達成に向け、今後は、中東、アフリカ、中南米等の資源産出国等との間の投資関連協定の交渉を積極的に進める方針である。今後とも海外投資により新興国等の成長を取り込むとともに、日本市場に外国投資を呼び込むとの観点から、投資関連協定を積極的に締結していく。

(イ) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去（例：配当等の投資所得に対する源泉地国課税の減免）や脱税・租税回避行為の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本は、租税条約ネットワークの拡充に努めるとの政府の方針（「成長戦略」）に沿って積極的な拡充に向けて取り組んでいる。2017年には、パナマとの情報交換協定（3月）、ラトビアとの租税条約（7月）、スロベニアとの租税条約（8月）が発効し、オーストリアとの新租税条約（1月）、バハマとの情報交換協定の改正議定書（2月）、税源侵食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（BEPS防止措置実施条約）（6月）、リトアニアとの租税条約（7月）、エストニアとの租税条約（8月）、ロシアとの新租税条約（9月）及びデンマークとの新租税条約（10月）が署名された。また、アイスランドとの租税条約（5月）及びコロンビアとの租税条約（12月）が実質合意に至った。2017年末時点で、日本は69の租税関連条約を締結しているほか、台湾との民間取決めを合わせて123か国・地域に適用されている。

(ウ) 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金保険料の掛け捨ての問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2017年末時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は20か国である。2017年には、フィンランド、中国及びスウェーデンとの間で新規協定締結のための政府間交渉を行った。

² 財務省「直接投資残高地域別統計（資産）（全地域ベース）」（2016年末）

特集

日EU経済連携協定（EPA）

2017年12月8日、5年近くにわたる交渉を経て、日EU経済連携協定（EPA）は交渉妥結に達しました。世界で保護主義的な動きが広がる中、7月に大枠合意、12月に交渉妥結を達成し、2017年は日EU・EPAをも通じ、日本が自由貿易の旗手としての存在感を世界に示した年だったといえるでしょう。

日EU・EPAが発効した場合、どのような変化が生じるのでしょうか。この特集では、日EU・EPAがもたらすメリットを御紹介します。



日EU共同記者会見（7月6日、ブリュッセル 写真提供：内閣広報室）

（巨大市場へのアクセスの確保）

日EU・EPAが発効すれば、人口5.1億人の巨大なEU市場の取込みが実現し、日本とEUで総人口約6.4億人、世界のGDPの約28%、世界貿易の約37%を占める、世界で最大規模の自由な先進経済圏が新たに誕生することになります。

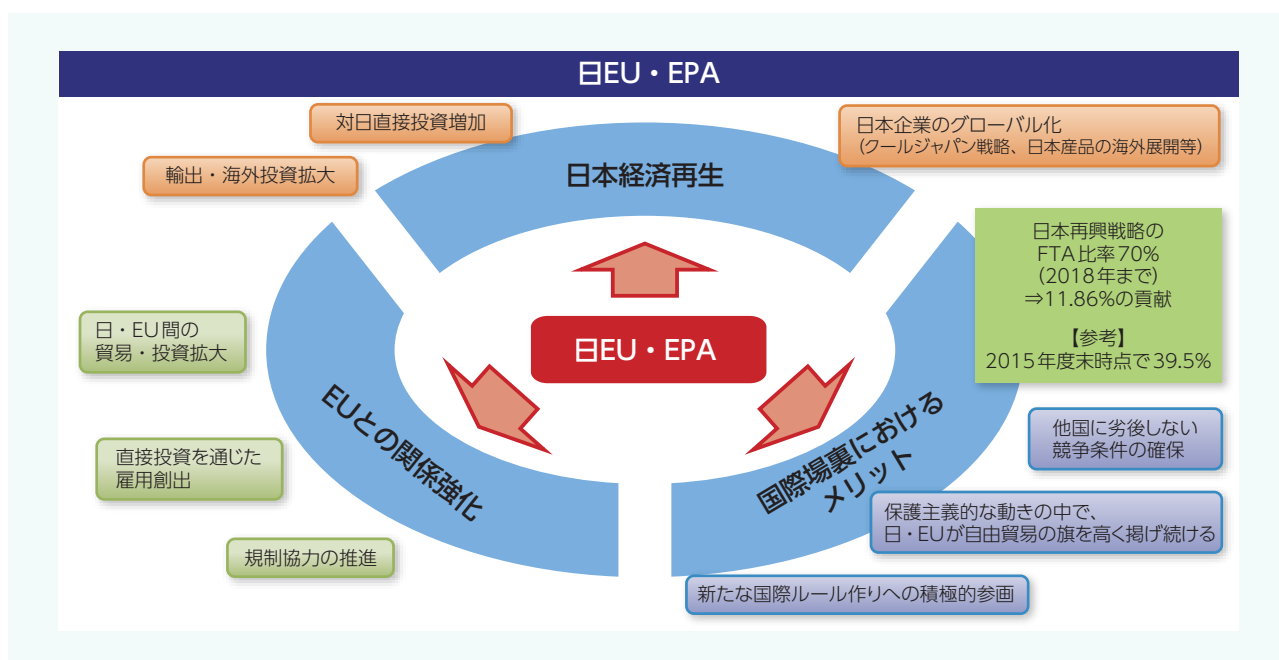
この新たな経済圏においては、EU側では、約99%の関税が撤廃されるとともに、規制が緩和・撤廃されることにより、様々な日本産品の輸出拡大や市場開拓が期待されます。具体的には、工業品については、EU側関税の100%撤廃が実現します。日本からEU向けの輸出金額の21.9%（2016年）を占める自動車については、完成車について現行関税が8年目に撤廃され、自動車部品について貿易額ベースで92.1%（同）が即時に撤廃されます。また、農林水産品については、EU向け輸出重点品目である水産品、緑茶、牛肉などを含め、ほとんどの品目でEU側関税の即時撤廃が実現します。これらに加え、ワインについては、日本産ぶどうのみを原材料とし、日本国内で製造される日本ワインの醸造方法がEUで容認され、業者の自己証明によるEU内での流通も可能となります。さらには、農産品や酒類（日本酒等）に関する地理的表示（GI）の保護が相互に確保されることとなります。

（スタンダードの高いルールの設定）

さらに、このEPAは、21世紀において、スタンダードの高い、自由で、開かれ、かつ公正な貿易・投資ルールのモデルとなるものであり、サービス貿易、投資自由化、知的財産、政府調達、貿易と持続可能な開発など広範囲にわたる内容を包括的に規定しています。そのため、中小・中堅企業を含む日本の企業が、その優れたサービスや技術と共にEU市場に進出する契機となり、2017年11月に11か国間で大筋合意に至ったTPPと共に成長戦略の切り札として、日本の経済成長に向けた大きな推進力となると期待されます。

（日本経済への効果）

「日EU・EPA等の経済効果分析」において、日EU・EPAについては、実質GDPで約1%増、2016年度のGDP水準を用いて換算すると約5兆円の拡大効果が見込まれると試算されています。日EU・EPAの早期署名、発効を実現するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に盛り込まれた施策を着実に実行していきます。



(2) 国際機関における取組 (WTO、OECD等)

ア 世界貿易機関 (WTO)

(ア) WTO交渉の経緯

日本の経済発展は、関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 及び世界貿易機関 (WTO) を中心とする多角的貿易体制から大きく恩恵を受けてきた。その維持と強化は日本の貿易政策の柱である。一方、WTOにおける交渉の進展は必ずしも順調なものではない。2001年に開始されたドーハ・ラウンド (DDA) 交渉では8分野における³一括妥結を目指してきたが、2008年以降、交渉は膠着状態にある。ただし、2011年の第8回閣僚会議 (MC8) において部分合意を可能としたことも手伝って、その後一定の成果は上げている。例えば、WTO設立後初めての全加盟国を拘束する協定となる貿易円滑化協定 (TFA) が2013年の第9回WTO閣僚会議 (MC9) で合意され、2017年2月に発効した。また、2015年の第10回WTO閣僚会議 (MC10) では日本が議長国として主導した情報技術協定 (ITA) 品目拡大交渉が妥結し、日本も国会の承認を得て、2017

年5月に同協定に基づき対象品目の関税を撤廃した。

(イ) 有志国による取組

このような状況の中、2011年の第8回WTO閣僚会議 (MC8) 以降、有志国による以下の交渉が行われてきた。

a 情報技術協定 (ITA) の品目拡大交渉

1997年から実施されているITA⁴に関し、その後の技術進歩により開発された製品など⁵をその対象とすべく2012年から交渉が行われ2015年12月に妥結した。日本でも2017年5月に対象品目の関税を撤廃した。

b サービスの貿易に関する新たな協定 (TiSA) 交渉

サービス貿易の一層の自由化に向け、2013年夏以降、50の有志国・地域によるTiSA交渉が本格的に行われ、日本も交渉に積極的に参加してきた。目標としてきた2016年内の実質合意には至らず、2017年12月現在交渉会合は

³ 農業、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、貿易円滑化、開発、環境及び知的財産権

⁴ 情報技術製品 (半導体、コンピューター、携帯電話、プリンター、FAX、デジタルカメラ (静止画用) 等) の関税を撤廃する複数国間の合意 (「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言」)。1996年作成、1997年から実施。現在の参加国は日本、米国、EU (28か国)、中国、ロシア等82か国・地域 (EU各国を含む)。

⁵ デジタルAV機器 (ビデオカメラ、DVD、HD・BDプレーヤーなど)、デジタル複合機・印刷機、医療機器 (電子内視鏡等)、半導体製造装置等

開催されていない。日本としては様々な機会を捉え、早期の交渉再開を訴えている。

c 環境物品に関する協定（EGA）交渉

2014年7月に交渉が開始されたEGAは、環境関連物品の関税撤廃を目指すものである。日本は、交渉立ち上げ時から積極的に参加しており、この交渉により環境物品の貿易拡大、持続可能な開発が達成されることが期待される。これまで46の有志国・地域によって交渉が行われ、2016年内の合意が目指されていたが、交渉妥結には至らず、2017年12月現在交渉会合は開催されていない。日本としては、様々な機会を捉え、早期の交渉再開を訴えている。

(ウ) アゼベドWTO事務局長の訪日

反グローバリズムや世界的な内向き志向の台頭が懸念される中、G7サミット、経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会、G20サミット、アジア太平洋経済協力（APEC）、そして第11回WTO閣僚会議（MC11）といった、一連の経済外交日程を見据え、5月、日本は、アゼベドWTO事務局長を招へいした。訪日中、同事務局長は安倍総理大臣への表敬や岸田外務大臣・滝沢外務大臣政務官との会談等を通じて、充実した意見交換を実施した。特に、安倍総理大臣への表敬時には、日本とWTOとの間で「日本国と世界貿易機関による共同声明『自由貿易の推進のための3つの礎』」を発出し、①成長の原動力としての自由貿易の重要性、②包摂的な経済の実現及び③多角的貿易体制の更なる強化が自由貿易の推進のための3つの礎であるとの認識を共有し、世界に向けた発信を強化することで一致した。また、交渉機能の再活性化、履行監視機能の強化、紛争解決制度を通じた執行の確保を通じての多角的貿易体制の信頼性の更なる向上や、第11回WTO閣僚会議（MC11）に向けた一層緊密な連携を確認した。

(エ) 第11回WTO閣僚会議（MC11）

2017年12月にアルゼンチン・ブエノスアイレスでMC11が開催された。ここでは、閣僚レベルで集中的な議論を行ったが、加盟国のコンセンサスによる閣僚宣言の発出には至らず、先進国と開発途上国の間で立場が異なる中、全会一致によるコンセンサスの難しさが改めて浮き彫りになった。その一方、電子商取引分野における作業計画、漁業補助金に関する作業計画、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の非違反申立てに係る一時停止（モラトリアム）の延長が閣僚会議で決定され、今後のWTO交渉についての一定の指針が示された。また、電子商取引、零細・中小企業、投資円滑化といった貿易の今日的課題について、有志国による閣僚声明の形で多数の加盟国からWTOにおいて議論を進めるべきとの意思が表明された。特に電子商取引については、MC11の開催に先立って、日本として電子商取引を含む情報通信技術（ICT）分野で今後3年間で330億円規模の支援を実施する用意があることを表明し、また、MC11の現場でも各国閣僚に議論の推進の重要性を説明し協力を求め、有志国会合を主催するなど、日本が議論を積極的に主導した。その結果米国、EU、開発途上国を含む71の加盟国が共同声明に参加した。このことは、日本がWTOにおける議論でリーダーシップを発揮して、立場の異なる広範なWTO加盟国の間を橋渡しできることを示すものとなった。

(オ) 国際経済紛争への対応

WTO紛争解決制度⁶は、加盟国間のWTO協定上の貿易紛争を紛争解決手続に従い解決するための準司法的制度である。同制度は、WTO体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられる。近年は紛争案件数の増加や案件の複雑化により紛争解決制度への負担が増大していることに加え、2017年には上級委

⁶ 紛争解決制度の下での協議を通じて紛争が解決されない場合、問題をパネルに付託し、問題とされる措置と協定との整合性等についてパネルで争うことができる。パネルの判断に不服のある当事国は、上級委員会に対して上訴を行い、同判断を争うことができる。1995年のWTO発足時から2017年12月4日現在までの紛争案件数（協議要請数）534件のうち、日本が当事国として関わった案件は38件。なお、上級委員会は7人の委員で構成され、任期は4年（一度再任が可能）。日本はこれまで3人の委員を輩出している。

員の欠員の後任選考プロセスの開始に意見の一致が得られていない等の問題が生じており、その対応が大きな課題となっている。日本が当事国である最近の案件には以下のものがある。

- 韓国による日本産水産物等の輸入規制措置⁷：2015年9月パネル設置。2018年2月、日本の主張を認める内容のパネル報告書が提出された。
- ブラジルの税制恩典措置⁸：2015年9月パネル設置。2017年8月、ブラジルの措置がWTO協定に整合しないとするパネル報告書が公表された。同年9月、ブラジルはパネル報告書を不服として、上級委員会へ上訴し、上級委員会手続が進行している。
- 韓国による日本産空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置：2016年7月、パネル設置。2017年12月現在、パネル手続が進行している。
- インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置等⁹：2017年4月、パネル設置。2017年12月現在、パネル手続が進行している。

1 経済協力開発機構（OECD）

（ア）特徴

OECDは、政治・軍事を除く経済・社会の極めて広範な分野（マクロ経済、農業、産業、環境、科学技術など）を扱う「世界最大のシンクタンク」として政策提言を行っているほか、各種委員会・作業部会で行われる議論を通じて、国際的な規範を形成している。日本は、東京オリンピックが開催された1964年に非欧米諸国として初めてOECDに加盟して以降、各種委員会・作業部会での議論や、財政・人的な貢献を通じて、これらに積極的に関わってきている。

（イ）グリアOECD事務総長訪日

2017年4月のグリアOECD事務総長による訪日では、安倍総理大臣や岸田外務大臣などと

の会談等を通じて、同事務総長との間で、保護主義への対抗や多角的貿易体制の維持・強化の重要性、また、東南アジアの将来的な加盟の重要性を再確認したほか、第1回アジア国際経済フォーラムを開催し、質の高いインフラ整備やそのための資金供給の重要性を発信した。

（ウ）2017年閣僚理事会

6月、「グローバル化」をテーマとし、議長国であるデンマークの下、閣僚理事会が開催された。日本から、多角的貿易体制の維持・強化、公平な競争条件の確保のほか、開かれ、誰もが公平に利用可能な「質の高いインフラ」整備等の重要性を強調し、いずれも成果文書に反映されるなど、OECDにおける議論に貢献した。また、特定国の加盟審査開始の是非を判断するための基準等を規定した「枠組み」が採択され、特定国への「枠組み」の当てはめに向けた議論が行われたほか、東南アジアがOECDのアウトリーチの戦略的優先地域であることが再確認された。

（エ）各分野での取組

世界の鉄鋼市場において、粗鋼等の生産能力が実需要を大きく上回る過剰生産能力問題（2016年の世界全体で見た粗鋼生産能力と生産実績の差は約7億4,000万トン（OECD調べ））について、2016年、G20杭州サミット（中国）を受けて、世界の粗鋼生産量（約16億3,000万トン）の約半分（約8億1,000万トン）の生産量を有する中国も参加する形で、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム（GFSEC）が設立された。同フォーラムは、6度の事務レベル会合での議論を経て、2017年11月末の閣僚会合において、具体的な政策的解決策等をまとめた報告書を採択した。

また、多国籍企業等による過度な節税対策については、2012年に税源浸食及び利益移転（BEPS）プロジェクトを立ち上げ、2013年に

⁷ 韓国が、2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所における事故後導入し、2013年9月に強化した日本産水産物等の輸入規制に関する案件

⁸ ブラジル政府による自動車・情報通信分野における国産品を優遇する税制恩典措置、及び輸出企業に対する税制恩典措置に関する案件

⁹ インド政府は、2015年9月、熱延コイルに対し、暫定セーフガード措置を導入し、翌2016年から確定セーフガードに移行させた。

「BEPS行動計画」を示し、2年間にわたる議論を経て2015年に「BEPS最終報告書」を公表した。2016年には、最終報告書に盛り込まれた措置を着実に一貫して実施するため、「第1回BEPS包摂的枠組み会合」が京都で開催された。2017年6月の閣僚理事会の機会には、税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（BEPS防止措置実施条約）の署名式が行われ、日本を含む67か国・地域が署名した（日本からは藺浦外務副大臣が出席）。

（オ）アジアとの関係強化

OECDは、世界経済の成長センターとしての東南アジアの重要性の高まりを受け、同地域との関係強化を重視している。8月にタイで開催された東南アジア地域フォーラムでは、デジタル化がもたらす機会と政策的課題について、OECDの知見や分析に基づく議論が行われた。日本から中根外務副大臣が出席し、東南アジアにおけるデジタル化の活用の重要性を強調したほか、OECD東南アジア地域プログラムの更なる進展への期待を表明した。

（カ）財政的・人的貢献

日本は、OECDのI部予算（義務的拠出金）の9.43%（2017年、米国に次ぎ全加盟国中第2位）を負担しており、OECD事務局のナンバー2のポストである事務次長も歴代輩出している。また、日本はOECD開発センターの最大拠出国（2017年、ドイツと同額）であるほか、開発センター次長を輩出している。日本は、このような財政的・人的貢献を通じてOECDを支えている。

（3）国際会議における取組（G7・G20サミット、APEC等）

ア G7・G20サミット

日本が自らの取組を国際社会にアピールし、日本にとって望ましい国際的経済秩序を形成していく場として、G7・G20サミットは引き続き重要な役割を果たしている。

（ア）G7タオルミーナ・サミット（イタリア）

2017年5月に開催されたG7タオルミーナ・サミット（イタリア）では、前議長としての経験も踏まえつつ、安倍総理大臣は最初の発言者として、G7の結束の意義を力強く訴えとともに、特に①北朝鮮、②海洋安全保障、③世界経済、④貿易などの議論を主導した。

安倍総理大臣から、G7はこれまで様々な課題に対し、一致結束して国際社会を主導してきたと述べつつ、北朝鮮やテロなど、G7がこれまで牽引してきた基本的価値に支えられた国際秩序が大きな挑戦にさらされていると指摘した。このような時であるからこそ、新しいメンバーを迎えたG7首脳は、新たな信頼の礎を構築するとともに、基本的価値を共有するG7が結束し、ルールに基づく国際秩序を推進していくことで一致した。

- ①北朝鮮については、国際的課題の最優先事項であり、重大な性質を有する新たな段階の脅威との認識で一致するとともに、北朝鮮による国連安保理決議の即時かつ完全な遵守や核・ミサイル計画の放棄に向け、G7として措置を強化する用意があることを確認した。
- ②海洋安全保障については、ルールを基礎とした海洋分野の秩序の重要性で一致し、仲裁を含む海洋に関する紛争の平和的解決へのコミットメントを再確認するとともに、東シナ海、南シナ海の状況に懸念を示し、全ての当事者に対し係争のある地形の非軍事化を追求するよう求めることで一致した。
- ③世界経済に関しては、成長は依然として緩やかであり、下方リスクが存在する中、より高い生活水準と質の高い雇用を実現するためのG7の対応について議論を行い、伊勢志摩サミットに引き続き、金融、財政及び構造政策の全ての政策手段を用いるとのコミットメントを再確認した。
- ④貿易については、G7として、自由（free）、公正（fair）、互惠的（mutually beneficial）な貿易及び投資が、成長や雇用創出の主要な原動力との認識の下、過剰生産能力問題を含む不公正な貿易慣行に断固とした立場を採り

つつ、開かれた市場を維持すること、保護主義と闘うとのコミットメントを再確認するとともに、ルールに基づく国際的な貿易体制の重要性を認識し、WTOの機能の改善と第11回WTO閣僚会合の成功にコミットした。そのほか、テロ・暴力的過激主義の議論をまとめた独立声明を採択し、各国首脳が署名した。

(イ) G20ハンブルク・サミット（ドイツ）

7月のG20ハンブルク・サミット（ドイツ）において、安倍総理大臣は、「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20の最重要課題を扱う第1セッション「経済成長・貿易」のリード・スピーカーとして、首脳間の議論を牽引した。また、テロ対策や女性の活躍推進についても、「テロ対策」をテーマとするリトリート・セッションにおいて議論に貢献するとともに、「女性起業家資金イニシアティブ」の立ち上げイベントにも参加するなど積極的な役割を果たした。5月のG7タオルミーナ・サミット（イタリア）でも重視された以下の分野を中心に、日本からも力強く働きかけを行い、G20として合意した。

- ①下方リスクに対応し、世界経済の成長を強化するため、金融政策、財政政策及び構造改革の全ての政策手段を個別にまた総合的に用いること。また、経済成長と雇用創出の追求に当たって、更なる包摂性及び公正を促進し、格差を削減すること。
- ②開かれた市場を維持し、全ての不公正な貿易慣行を含む、保護主義と引き続き闘うこと。
- ③鉄鋼等の産業部門における過剰生産能力問題に対処するための協力を一層強化すること。
- ④米国は温室効果ガスの排出削減のアプローチに強くコミットするとともに、他のG20メンバー国はパリ協定への強いコミットメントを迅速に実施すること。
- ⑤女性のエンパワーメントを推進するとともに、その観点から、開発途上国の女性起業家への支援を拡大するための「女性起業家資金イニシアティブ」を立ち上げること。

閉会セッションにおいて、G20首脳の支持を得て、日本が2019年のG20議長国に決定した。これまでのG20サミットでの日本の取組や貢献を踏まえつつ、2019年の議長国就任に向けて、更に主導力を発揮していく。

イ アジア太平洋経済協力（APEC）

APECは、各エコノミーの自発的な意思によって、アジア太平洋の持続可能な発展を目指し、地域経済統合と域内協力の推進を図る枠組みである。アジア太平洋地域の21の国・地域から構成されており、これらは世界の人口の約4割、貿易量の約5割及びGDPの約6割を占める「世界の成長センター」である。総貿易の約3分の2が域内貿易であるなどEU並みの密接な域内経済を構成しており、APEC地域の経済面における協力と信頼関係を強化していくことは、日本の更なる発展を目指す上で極めて重要である。また、APEC首脳・閣僚会議は、経済問題を中心に、国際社会の主要な関心事項について首脳間・閣僚間で率直な意見交換を行う有意義な場となっている。

ベトナムが議長を務めた2017年は、「新たなダイナミズムの創出と共通の未来の促進」という全体テーマの下、①地域経済統合の深化、②デジタル時代における零細・中小企業の競争力・イノベーションの強化、③持続可能で、革新的かつ包摂的な成長の促進及び④気候変動に対応した食料安全保障と持続可能な農業の促進、という四つの優先課題が設定された。

11月に開催された2017年ベトナムAPEC



2017年ベトナムAPECダナン首脳会議（11月11日、ベトナム・ダナン（代表撮影）写真提供：内閣広報室）

▶ 2017年ベトナムAPECダナン首脳会議の成果

		首脳宣言のポイント
持続可能な成長、包摂及び 革新的な雇用の促進	政策総動員 包摂的な成長	●金融、財政及び構造政策を通じた、均衡ある、包摂的で、革新的で、持続可能で、安全な成長に向けた願望を再確認。質の高い成長達成の重要性を強調
	エネルギー	●エネルギー安全保障の強化を決意。エネルギー関連貿易・投資の円滑化、安価で信頼できるエネルギーへのアクセス拡大、持続可能で効率的でクリーンなエネルギー源の促進を奨励
	持続可能な開発	●「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と整合的で、包摂的で、アクセス可能で、持続可能で、健康的かつ強靱なAPEC共同体を2030年までに構築するというビジョンを持って、経済的・金融的・社会的包摂を促進することを決意
	女性	●より多くの女性による経済参画が経済成長を加速させることを認識し、APECエコノミー及び民間部門に対し、女性の経済的エンパワーメントを強化し、女性のリーダーシップ、起業家精神、技能及び能力を促進するイニシアティブを実施することを奨励
地域経済統合の新たな原動力の創造	ボゴール目標	●貿易・投資へのWTO非整合的な障壁に対処するための行動を加速させ、2020年までのボゴール目標の達成に向けて具体的行動をとることで一致
	電子商取引 デジタル経済	●インターネット及びデジタル経済の潜在力を実現するために協働。「APECインターネット及びデジタル経済に関するロードマップ」及び「APEC越境電子商取引円滑化枠組」の採択を歓迎
	サービス	●サービス分野におけるAPECの競争力を向上させるための更なる行動をとることにコミット
	アジア太平洋 自由貿易圏 (FTAAP)	●アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の最終的な実現に向けたプロセスを包括的かつ系統的な形で進展させることへのコミットを再確認。質が高く包括的なFTA交渉に将来的に参加するための能力を向上させる作業プログラムを策定することを奨励
	多角的貿易体制	●ルールに基づき、自由で、開かれた、公正で、透明性があり、かつ包摂的な多角的貿易体制を支持するAPECの重要な役割を強調。WTOが直面する課題に適切に対処するため、WTOの機能を改善するために協働することにコミット
	開かれた 市場保護主義 への対抗	●開かれた市場を追求する中で、APECがリーダーシップを継続することを通じて、公平な競争条件（レベル・プレイング・フィールド）を確保するよう取り組む。 ●スタンドスティルへのコミットメントを2020年末まで延長する約束を想起し、正当な貿易防衛措置の役割を認識。全ての不公正な貿易慣行を含む保護主義と闘うことに改めてコミット
	質の高い インフラ	●持続的な経済成長にとっての質の高いインフラの重要性を改めて強調
	グローバル・ バリューチェーン	●グローバル・バリューチェーンにおける途上エコノミー及び零細・中小企業の参加の改善等を可能とするための更なる行動を奨励
	裾野産業	●裾野産業を促進する取組を認識し、APECエコノミーに対し、その競争力を強化し、グローバル・バリューチェーンへの参加を円滑化することを奨励
気候変動対応における 食料安全保障と 持続可能な農業の強化		●APECが、アジア太平洋地域及び他の地域における食料安全保障及び持続可能な農業等を確保する上で鍵となる役割を果たすことができることを強調 ●持続可能な農業等を協働して推進し、気候変動に対する強靱性を強化することを求める。
今後に向けて		●2020年までに地域における自由で、開かれた貿易・投資を実現するための取組を強化し、戦略的、野心的かつ行動志向的な自らの将来像を設定することを期待

ダナン首脳会議において、安倍総理大臣は、経済の基盤を確固たるものにするため、金融・財政政策、構造改革の「3本の矢」にコミットし続けるべきであると述べ、人口減少の問題に対し「生産性革命」と「人づくり革命」の下、全力で取り組んでいくと表明した。そして、日本はアジア太平洋地域の「成長の好循環」を目指し、デジタル貿易、UHC¹⁰と高齢化社会への対応を実現する「アジア健康構想」、持続可能

な農業の促進、エネルギー協力等の面で積極的に貢献すると述べた。貿易については、自由貿易は平和と繁栄の礎であり、レベル・プレイング・フィールド（公平な競争条件）を世界に広げること、市場歪曲的措置を是正するとともに、不公正な貿易慣行を除去することが重要であると主張した。また、WTOを中核とするルールに基づく多角的貿易体制を強化していくことが重要であると強調し、日本は自由貿易の

¹⁰ UHC（Universal Health Coverage）：全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを必要な時に支払可能な費用で受けられる状態

旗手として、TPP協定、質の高いRCEP等の経済連携協定や投資協定を積極的に推進していくと表明した。さらに、アジア太平洋地域の膨大なインフラ需要に適切に応え、連結性を強化するためには、質の高いインフラが不可欠であると述べた。

会議の終了に際しては、レベル・プレイング・フィールドの確保や多角的貿易体制の支持、質の高いインフラ投資、金融・財政政策や構造改革を通じた成長、女性の経済的エンパワーメント、防災等に言及した首脳宣言が採択された。

2018年はパプアニューギニアがAPEC議長を初めて務めることとなっている。

(4) 知的財産の保護

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要である。日本は、APEC、WTO（TRIPS理事会）、世界知的所有権機関（WIPO）等での多国間の議論に積極的に参画し、日本の知的財産が海外で適切に保護され、活用されるための環境整備を行っている。EPA等でも、知的財産権に関する規定を設け、知的財産の十分で効果的な保護が達成されるよう努めており、11月に大筋合意に至ったTPP11や12月に最終合意に達した日EU・EPAは、知的財産の保護と利用の一層の推進を図る内容となった。また、外務省は、海外での知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策などに関する施策を実施している。例えば、海外で模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、ほぼ全ての在外公館で知的財産担当官を任命し、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。さらに、知的財産保護の強化や模倣品・海賊版対策での開発途上国の政府職員などの能力向上のため、国際協力機構（JICA）を通じて専門家派遣などを行っている。

2 官民連携の推進における日本企業の海外展開支援

(1) 外務本省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開の推進

外国に拠点を構える日系企業の拠点数は近年増加し、2016年10月現在7万1,820拠点を数えた¹¹。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開にこれまで以上に積極的に取り組んできたこともその背景にある。アジアを中心とする海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況にかんがみ、外務省では、本省・在外公館が一体となり、日本企業の海外展開推進に積極的に取り組んでいる。在外公館では、大使や総領事が先頭に立ち、日本企業支援担当官を始めとする館員一同が「世界一開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、各地の事情に応じたきめ細やかな具体的支援を目指し、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけを行っている。また、現地の法令に関するセミナーやコンサルティング等の法的サービスの提供も行っており、2017年度にはアジア地域を中心に、11か国15公館で実施した。

在外公館での活動では、ビジネストラブルに係る相談だけではなく、天皇誕生日祝賀レセプション、各種イベント・展示会などで、日本企業の製品・技術・サービスや農林水産物などの「ジャパンプランド」をPRすることも、日本企業支援の重要な取組の一つである。日本企業の商品展示会や地方自治体の物産展、試食会等のPRの場として、さらに、ビジネス展開のためのセミナーや現地企業・関係機関との交流会の会場として、大使館や大使公邸等を積極的に提供しており、既に日本に親しみのある国から、これまで日本にあまり接することのなかったような国まで幅広くPRを行っている。

官民連携・企業支援という観点からは、これから海外展開をしようとする日本企業の支援だ

¹¹ 外務省「海外在留邦人数調査統計」



天皇誕生日祝賀レセプションの機会を活用した日本製品PR（12月7日、ロシア・在ロシア日本国大使館）

けではなく、既に海外に展開している日系企業の支援も重要である。2016年6月に英国でEU残留・離脱を問う国民投票が行われ、現在は、英国・EU間で英国のEU離脱に向けた交渉が行われているところである。英国・EU間の動き及び交渉結果は日系企業や世界経済に大きな影響を与え得ることから、政府は、2016年7月に内閣官房副長官を議長とする「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」¹²を立ち上げ、政府全体で横断的に情報を集約し、第3回会合で英国及びEUへの日本からのメッセージ¹³を採択し、英国及びEUに速やかに伝達するなど、英国及びEUとの戦略的な外交関係をいかした取組を行ってきている。

2017年1月にはタスクフォースの第4回会合を開催し、同年の活動に向けて萩生田内閣官房副長官から指示が出された。その後、3月29日に出了された英国のEU離脱通知を受け3月30日に第5回会合、8月30日のメイ英国首相の訪日に備え同月28日に第6回会合、12月15日の欧州理事会では英国・EU間の交渉の第2段階（英国・EU間の将来の経済関係を含む議論が行われる。）への移行決定を受け同月18日に第7回会合を実施した。

外務省では、日本、英国、ベルギー及びドイ

ツで英国のEU離脱に伴う日英・日EU関係分析の委託調査を実施し、その結果を第5回会合にて報告するとともに、報告書等をホームページに掲載している¹⁴。

(2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラ輸出を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置されて以来、これまで35回（2018年2月現在）の会合が実施された。当該会議では、戦略的広報の実施といった質的・量的な支援策の拡充に向けた「インフラシステム輸出戦略」の策定及びフォローアップ以外にも、インド・中東（第32回会合）、ASEAN（第33回会合）等の特定の地域における議題や個別の分野等の議題について議論してきている。

2013年5月に初版が作成された「インフラシステム輸出戦略」は、フォローアップにより累次改訂がなされているが、2017年改訂版においては「自由で開かれたインド太平洋戦略」等の下、国際スタンダードにのっとった質の高いインフラの整備等を通じたアジア・中東・アフリカを始めとする各地域内や地域相互間の物理的・制度的・人的連結性の強化を支援し、当該地域の開発を促進することにより、関係国の経済・社会的な基盤強化や対象地域の安定と繁栄の確保を進めるとともに、日本企業の効率的な経済活動に向けた支援を行い、日本企業のビジネス展開を後押ししていくことなどへの方針が示された。

また、トップセールスの精力的な展開、円借款や海外投融資の戦略的な活用のための制度改善等も進めてきた。例えば、9月のインド訪問時には、日本の新幹線システムを導入予定のム

¹² 2016年7月、萩生田内閣官房副長官を議長とする「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」を設置。英国のEU離脱に関し、関係省庁（内閣府、金融庁、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び個人情報保護委員会事務局）を通じて、欧州進出日系企業を中心に経済界の懸念や要望を集約。これまで計7回の会合（2016年7月27日に第1回会合、8月18日に第2回会合、9月2日に第3回会合、2017年1月19日に第4回会合、3月30日に第5回会合、8月28日に第6回会合、12月18日に第7回会合）を開催

¹³ 「英国及びEUへの日本からのメッセージ」の骨子は以下のとおり。①英国・EU及び国際の平和、安定、繁栄のため引き続き緊密な協力・連携を期待、②開かれた欧州、自由貿易体制の維持、日EU・EPAの年内大枠合意実現を期待、③円滑で透明性のあるプロセスを通じた離脱交渉による予見可能性の確保を希望、④日系企業の要望に最大限耳を傾け、きめ細やかな対応を要望及び⑤離脱プロセスが世界経済に大きな混乱を与えないよう英国及びEUと協力

¹⁴ http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_002892.html 参照

ンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の起工式への出席、1,000億円の円借款供与に関する書簡の交換がなされ、また、11月の日・フィリピン首脳会談終了後、両首脳の立ち会いの下、本邦企業の技術の活用が想定されるマニラ首都圏地下鉄案件の円借款供与に関する書簡の交換がなされる等の着実な成果を上げてきた。

さらに、在外公館においては、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在外公館に指名し（2017年12月末現在、72か国93在外公館192人）、効果を上げてきている。

(3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進

日本政府は、「2019年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円にする」という目標（「未来への投資を実現する経済対策」）を掲げている。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体等と連携しつつ、世界各国の在外公館等を活用し、日本産品の魅力を積極的に発信している。特に、54か国・地域の58か所の在外公館等には、日本企業支援担当官（食産業担当）を設置し、農林水産物・食品の輸出促進等に向けた取組を強化している。

また、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故から7年が経過したが、依然として一部の国・地域において、日本の農水産物や食品等に対する輸入規制が維持されている。外務省は、関係省庁と連携しながら、各国・地域の政府等に正確な情報を迅速に提供するとともに、WTOの枠組みも活用しつつ、科学的根拠に基づき輸入規制を可及的速やかに撤廃するよう精力的に働きかけを行っている。また、日本産農林水産物・食品に対する風評被害を払拭するため、世界各国・地域で日本産食品の安全性に関する情報発信に努めている。

こうした取組の結果、2017年にはカタール（4月）、ウクライナ（4月）、パキスタン（10月）、サウジアラビア（11月）及びアルゼンチン（12月）が、2018年にはトルコ（2月）が輸入規制を撤廃するなど、これまで計26か国（カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキ

シコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、オーストラリア、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス及び上記5か国）が規制を撤廃した。また、2017年には、レバノン、ロシア、米国、EU加盟28か国、スイス、ノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタインが規制を緩和するなど、規制の対象地域・品目は縮小されつつある（2018年2月末時点）。

引き続き、首脳・閣僚レベルによる申入れを始めとして、関係省庁と連携しながら、輸入規制を維持している国・地域に対し、可及的速やかな撤廃に向け、二国間及びWTOを始めとするあらゆるルートを通じ、粘り強く働きかけを行っていく。

3 資源外交と対日直接投資の促進

(1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保

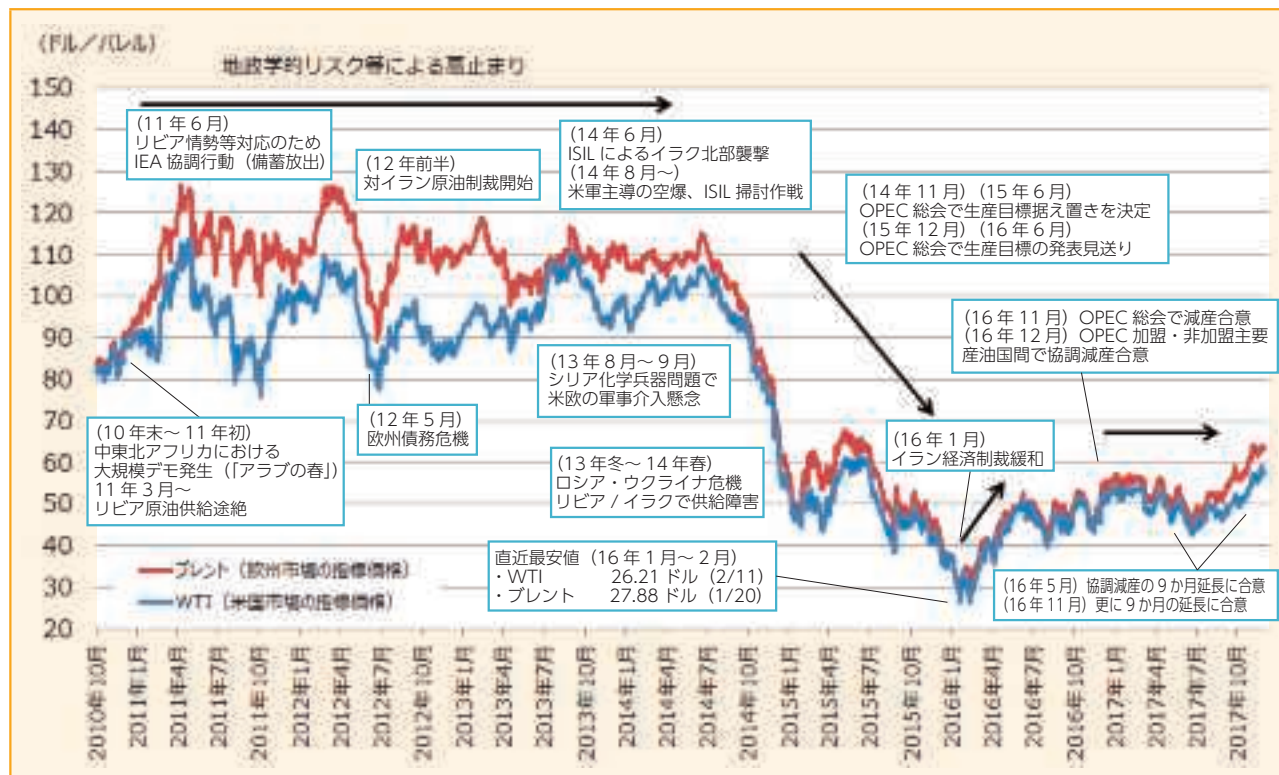
ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向

(ア) 世界の情勢

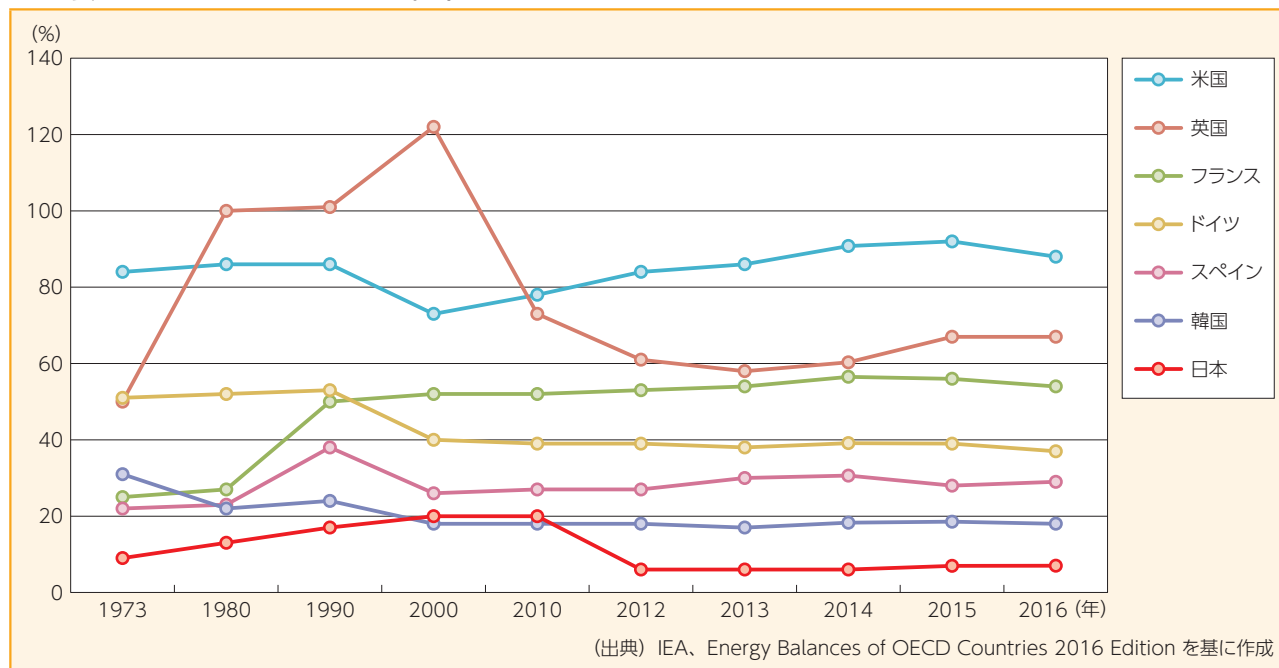
2010年末以降の原油価格は、新興国を中心とするエネルギー需要の増加や資源ナショナリズムの台頭、中東地域での地政学的リスク等を背景に、100米ドル／バレル前後で高止まりしていた。しかし、2014年後半以降、中国等の景気減速等による需要の伸び悩みや米国でのシェールオイル増産、主要産油国の高水準生産の継続等、供給過剰とそれに伴う高在庫を要因として、原油価格は大幅に下落し、2016年2月には一時30米ドル／バレルを割った。その後、年後半の需給引き締め観測等から価格は上昇、同年末に石油輸出国機構（OPEC）加盟・非加盟主要産油国が日量約180万バレルの協調減産に合意した後は、50米ドル／バレル前後で比較的安定的に推移してきた。

2017年後半には、堅調な経済成長に伴う需要拡大や主要産油国による協調減産等を背景に高水準の石油在庫が減少に転じる等、需給環境の引き締めによる上昇傾向が見られた。

▶ 原油価格動向



▶ 主要各国におけるエネルギー自給率



2017年11月末のOPEC総会で決定された協調減産の再延長、不透明な中東情勢等の地政学的リスク、原油価格上昇の抑制要因となり得る米国シェールオイル増産等、今後の動向が注目される。

一方、国際エネルギー機関（IEA）によれば、

2016年における世界の石油・ガスの上流投資額は、2015年及び2016年は2年連続の減少となったものの、2017年は、投資コスト低減を背景とした米国のシェールへの投資額の大幅増に牽引され、前年をわずかに上回る見通しとされた。

(イ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電における化石燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止に伴い、震災前の約65%から約85%に達し、特に液化天然ガス（LNG）の割合が増加している。同時に、石油、天然ガス、石炭等のほぼ全量を海外からの輸入に頼る日本の一次エネルギー自給率（原子力を含む。）は、震災前の20%から8%に大幅に下落している。また、日本の原油輸入の80%以上が中東諸国からの輸入である。このような中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重要となっている。こうした状況を背景に、2014年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」も踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である、安定供給、経済効率性、環境適合及び安全性（3E+S）について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すものとして「長期エネルギー需給見通し」（エネルギーミックス）を2015年7月に決定した。2017年8月には、「エネルギー基本計画」の見直しに関する議論が開始された。

イ エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済、人々の暮らしの基盤であり、日本は、以下を中心とする外交的取組を強化している。

(ア) 日本の新たなエネルギー・資源外交に関する外務大臣政策スピーチ

外務省として新たな日本のエネルギー・資源外交の在り方に関するビジョンと戦略を示すために、外務大臣政策スピーチ「日本のエネルギー・資源外交―未来のためのグローバル・ビジョン」を発表した。同スピーチは、2017年7月、外務省主催による国際シンポジウム「アジアにおけるエネルギー安全保障及び投資」の

機会に、滝沢外務大臣政務官により代読された。

同スピーチでは、日本が今後のエネルギー・資源外交において目指すビジョンと、その実現に向けた戦略を打ち出した。具体的には、①外交におけるエネルギー・資源問題への戦略的取組の強化、②多様なニーズに解決策を提示できるエネルギー・資源外交の重層的な展開及び③エネルギー・資源分野での「日本らしさ」の定着・浸透に向けた取組の「三つの柱」を中心に取り組むことを表明した。

(イ) 資源国との包括的かつ互恵的な協力関係の強化

日本は、資源国に対しエネルギー・鉱物資源の安定供給確保のための首脳、閣僚レベルでの働きかけや、資源分野における技術協力や人材育成などの政府開発援助（ODA）を活用した協力を行い、包括的かつ互恵的な関係の強化に取り組んでいる。特に安倍政権発足以来、総理大臣及び外務大臣が北米、中東・アフリカ、中南米、アジア太平洋などの主要な資源国を訪問し、積極的な資源エネルギー外交を展開してきた。

(ウ) 輸送経路の安全確保

日本が原油の約8割を輸入している中東から日本までのシーレーンやソマリア沖・アデン湾などの国際的に重要なシーレーンで、海賊事案が発生している。これを受けて、日本は、沿岸各国に対し、海上法執行能力構築支援、関係国間での情報共有などの協力、航行施設の整備支援を行っている。また、ソマリア沖・アデン湾に自衛隊及び海上保安官を派遣して、世界の船舶の護衛活動などを実施している（詳細は3-1-3（4）参照）。

(エ) 在外公館等における資源関連の情報収集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給の確保に重点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目的とし、合計53か国60公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置している（2017

年12月末現在)。また、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の点で重要な国を所轄する一部在外公館の職員を招集して、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を毎年開催している。2017年は2月に東京で開催し、関係省庁や民間部門などからも参加を得て、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた日本の戦略の方向性につき、活発な議論を行った。

(オ) 国際的なフォーラムやルールの活用

エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際的なフォーラムやルールを積極的に活用し、世界のエネルギー市場・資源産出国の動向や中長期的な需給見直しなどの迅速かつ正確な把握に加え、石油の供給途絶などの緊急時における対応能力の強化に努めている。

4月9日及び10日には、イタリア・ローマでG7エネルギー大臣会合が開催され、近年大きな変革期にある国際エネルギー情勢を踏まえ、天然ガスの役割やエネルギーの低炭素化、アフリカにおけるエネルギーアクセスの向上等について議論が行われ、議長国イタリアによる議長総括「エネルギー安全保障：ローマ2014年からローマ2017年へ」が発出された。

また、7月、ドイツ・ハンブルクで開催されたG20ハンブルク・サミットでは、経済及びエネルギー・システムを2030アジェンダと整合的なものとするため緊密に協力すること、また、エネルギー安全保障の確保に向け、引き続き、エネルギー商品及び技術のための開かれた、柔軟で透明性の高い市場に取り組むことが確認された。また、首脳声明の附属文書として「気候変動及びエネルギー行動計画」が採択された。

APECにおいては、アジア太平洋地域の持続的な経済成長へ貢献するためのエネルギー貿易投資の促進及びエネルギー安全保障を強化する枠組みとして、APECエネルギー作業部会(EWG)が開催されている。2017年には4月にシンガポールで第53回、11月にニュージー



G7ローマ・エネルギー大臣会合に出席する滝沢外務大臣政務官
(4月9日、イタリア・ローマ)

ランドで第54回EWGがそれぞれ開催され、日本は積極的に議論に参加した。

ASEAN関連では、9月、フィリピン・マニラにおいて、ASEAN+3（日本、中国及び韓国）及び東アジア首脳会議（EAS）のエネルギー大臣会合が開催された。2017年の会合では、各国が、透明性が高く流動的なLNG市場の構築に向け、LNG分野での投資促進・人材育成・法制度整備などに向けて努力していくことで合意した。また、日本からASEAN各国の進捗レベルに合わせた、きめの細かい省エネルギー協力を強化していくことを提案し、各国から感謝の意が示された。

海洋（大陸棚・深海底）

陸域のエネルギー・鉱物資源に乏しい日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵されている海底資源は、安定供給源の確保及び経済の健全な発展の観点から重要である。日本は、海洋における権益を確保するため、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき必要な取組を進めている。200海里を超える大陸棚の限界の設定については、日本は、2012年4月、大陸棚の延長を申請した7海域のうち4海域について大陸棚限界委員会（CLCS）から一定の延長を認める勧告を受け、また、2014年7月に総合海洋政策本部が決定した「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に従い、同年10月、2海域での延長大陸棚を設定した。また、そのほかの2海域については関係国との調整を行っているところであり、勧告が

コラム

日本の新たなエネルギー・資源外交
～「グローバル・ビジョン」の発表～

近年、世界のエネルギー情勢には、地殻変動ともいべき大きな変化が起きています。第1に、シェール革命を始めとする技術革新により、米国等が新たなエネルギー輸出国として台頭する「供給国のシフト」が起きています。第2に、エネルギー需要増の中心が新興国、特にインド、中国、ASEAN諸国といったアジアの国々に移る「需要国のシフト」が進行しています。第3に、気候変動対策が世界共通の課題となる中、温室効果ガス排出量の3分の2以上を占めるエネルギー部門には「低炭素化へのシフト」の波が押し寄せています。さらに、米国ではトランプ政権がエネルギー政策の方針転換を打ち出すなど、各国の政策をめぐる動向が世界のエネルギー情勢に与える影響も注目されます。

こうした国際情勢の変化に応じ、日本のエネルギー・資源外交も不断に進化すべきとの問題意識に基づき、2017年、外務省では、世界各地の在外公館に配置しているエネルギー・鉱物資源専門官などが集まる機会等を活用し、日本の新たなエネルギー・資源外交の在り方について検討を重ねました。議論の成果を踏まえ、新たなビジョンと戦略として7月に打ち出したのが、「日本のエネルギー・資源外交－未来のためのグローバル・ビジョン」です。

資源の乏しい日本にとって、日本へのエネルギー・資源の安定供給を確保することは、引き続き極めて重要です。しかし現在の国際情勢の下では、いかなる国も一国のみでエネルギー安全保障を確保することは困難であり、相互依存関係を前提としてエネルギー・資源外交の在り方を考えていく必要があります。「グローバル・ビジョン」では、エネルギーをめぐる国際的な重要課題の解決への貢献を進めていくことが、日本自身のエネルギー安全保障にもつながるとの考えに基づき、特に重視する「五つのビジョン」（図表参照）を掲げています。これらのビジョンの達成に向け努力することで、資源国との相互利益が強化され、日本へのエネルギー・資源の安定供給に資するとともに、世界のエネルギー安全保障への日本のリーダーシップを示すことができると考えています。さらに、このビジョンの実現に向け、日本の「エネルギー・資源外交強化指針」として「三つの柱」（図表参照）を中心に取り組むことを表明しました。

エネルギー・資源の安全保障は、日本のみならず世界の問題であり、地球規模の経済・社会・環境問題にも直結します。外務省は、「グローバル・ビジョン」の考え方に基づき、今後も積極的なエネルギー・資源外交を進めていきます。

日本の資源外交戦略と世界への貢献に向けたビジョン

エネルギー・資源の安定供給確保を第一命題としつつ、グローバルな課題の解決へ貢献

- ① エネルギー・資源の自由貿易や投資促進と市場の高度化の推進
- ② 万人のためのエネルギーアクセスの向上
- ③ 環境負荷の低減とエネルギー効率の向上
- ④ 新エネ・再エネの開発と普及の促進
- ⑤ 石油・ガスの国際的な緊急時対応能力の強化と世界のエネルギー・ガバナンスの強化

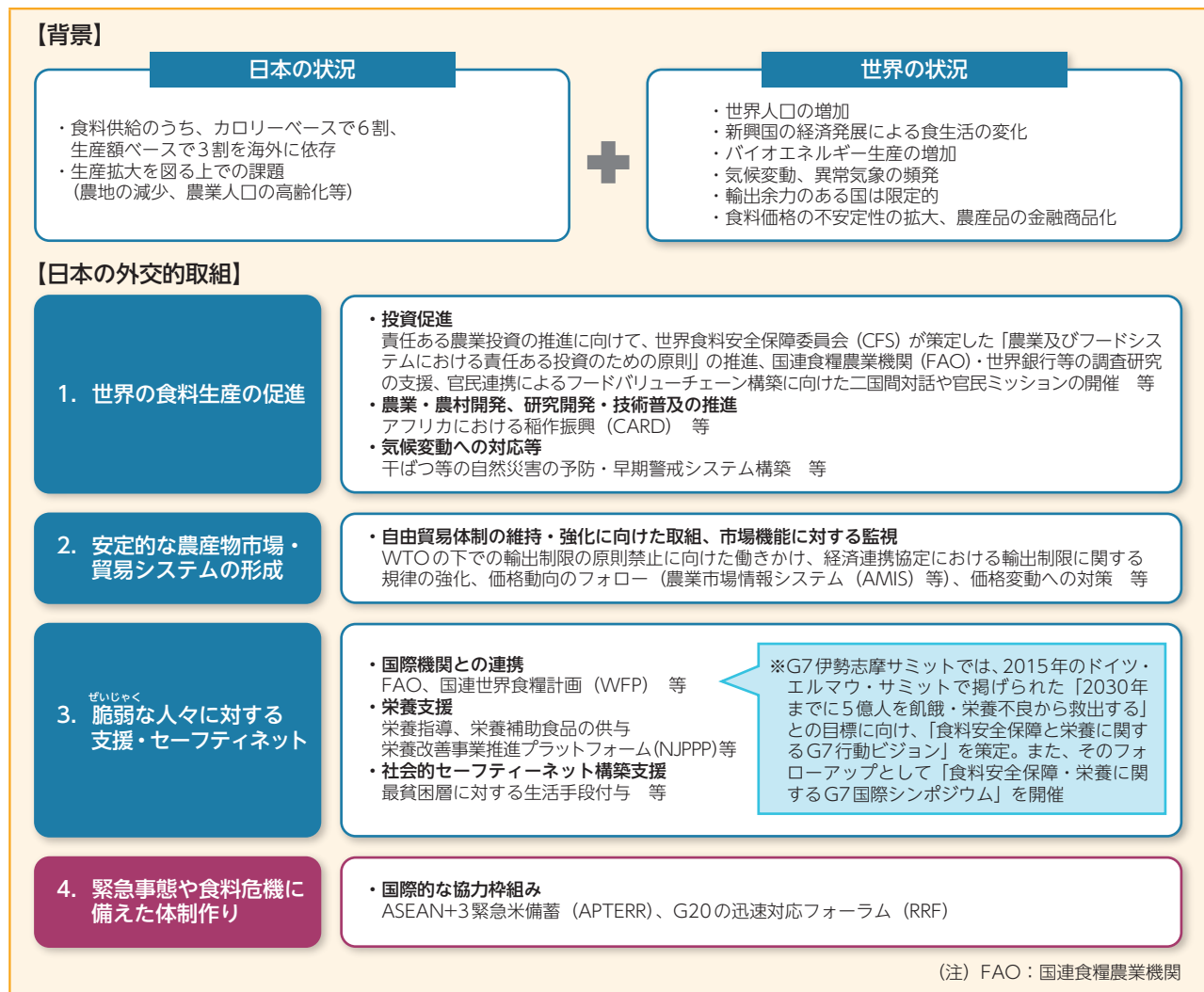
実現に向け…

「三つの柱」に基づく取組

- (1) エネルギー・資源問題を重要外交戦略として位置付ける
- (2) 多様なニーズに応える重層的なエネルギー・資源外交を展開する
- (3) 「日本らしさ」の定着・浸透と情報発信・広報を強化する

「グローバル・ビジョン」の「五つのビジョン」と「三つの柱」

▶ 日本の食料安全保障のための外交的取組



行われず先送りとなった1海域については早期に勧告が行われるよう努力を継続している（3-1-6参照）。

深海底については、日本の業者2者が、国際海底機構（ISA）との契約により、特定の探査鉱区における深海底鉱物資源の排他的探査権を取得し、マンガン団塊¹⁵やコバルトリッチクラス¹⁶の探査活動を行っている。

エ グリーン成長及び低炭素社会構築への取組

日本は、再生可能エネルギー（太陽・風力・バイオマス・地熱・水力・海洋利用など）の利用や省エネ技術の推進を通じて、開発途上国を

始め国際社会におけるグリーン成長の実現や低炭素社会の促進に向けた貢献（人材育成、国際的枠組みを通じた協力など）を行っている。再生可能エネルギーの普及や持続可能な利用の促進に向け、日本は、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）に積極的に関与し、2015年1月には総会議長も務めた。また、2016年3月、安倍総理大臣は福島を再生可能エネルギー研究の拠点とすることを目指す「福島新エネ社会構想¹⁷」を表明した。外務省もこの構想に基づき、在京の各国大使等を対象に、2016年8月に産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所等の視察、2017年6月に勿来発電所及びそ

¹⁵ 銅、ニッケル及びコバルトを多く含む黒色団塊状の沈殿物

¹⁶ 海山の斜面や頂部に賦存するコバルト含有率の高い海底鉱物資源

¹⁷ 安倍総理大臣のイニシアティブによる、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出し、このモデルを世界に発信し、福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする構想

の他の復興関連施設等の視察を実施し、再生可能エネルギーの普及・促進へ向けた日本の積極的な姿勢を対外的に発信した。

(2) 食料安全保障の確保

国連人口部の報告によると、2017年の世界の人口は約76億人と推定されているが、今後、サブサハラ・アフリカ及び南アジアを中心に世界の人口が増加し、2050年までに約98億人に達すると見込まれている。さらに、畜産物の消費量が増加すればその数倍の穀物需要が発生することから、今後開発途上国において食生活が変化して畜産物の消費量が増加すると、畜産向けの飼料需要も急速に増加する。2017年の国連食糧農業機関（FAO）のレポートによると、2050年までに食料生産を2012年の水準から約50%増大させる必要があるとされている。一方、日本国内に目を向けると、日本の食料自給率（カロリーベース（農林水産省発表））は長期的に低下傾向で推移してきたが、近年は横ばいで推移しており、2016年度実績は38%となっている。日本は長期間にわたって食料の多くを輸入に依存している状況が続いており、今後も日本が食料供給不足に陥らないためには、国内の食料生産を増進させるとともに、安定的な輸入の確保のために世界全体としての食料増産を積極的に推し進める必要がある。万が一、大規模な干ばつ等により世界の食料供給が不足した場合、国際社会の一員として日本も他国への支援を含めて貢献する必要がある。さらに、食料需要が伸びる中、一時的な食料増産ではなく、環境負荷を低減しつつ食料増産を図る持続可能性の確保が求められる。加えて、食料は品質の経年劣化や病虫害等の被害を受けやすいという面があり、生産した農産物を効率的に消費につなげるために、安定的な農産物市場や貿易システムを形成し、物流を改善する必要がある。これらの取組等を通して、日本の食料安全保障の確立を図っていかなければならない。

ア 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

G7/G8の枠組みでは、2008年の北海道・洞爺湖サミットで食料安全保障を取り上げて以来、様々な食料安全保障強化のための取組が行われてきている。2017年5月のG7タオルミーナ・サミット（イタリア）では食料安全保障が重要課題として取り上げられ、特にサブサハラ・アフリカでの食料安全保障、栄養及び持続可能な農業に対する共同の支援を高めることが決定された。また、2017年10月に開催されたG7農業大臣会合（イタリア）では、農家の強^{きょうじんせい}・韌性強化と農村開発に焦点が当てられ、農業におけるリスク管理政策と災害防止・対策のための手段、食料安全保障及び増加する移民について議論が行われた。

G20の枠組みでは、2017年1月に、G20農業大臣会合（ドイツ）において、持続可能な開発目標（SDGs）の目標2（飢餓^{しゅうえん}の終焉、食料安全保障及び栄養改善の実現及び持続可能な農業の促進）を始めとする世界の食料安全保障と栄養改善を確保するための農業関連の目標を達成するための責任を真剣に受け止めることや、G20農業大臣会合を定期的に開催し、行動計画の実行にコミットすること等が確認された。

地域的な協力も進展しており、APECでは、参加国・地域の当局のみならず民間セクターとも連携した形でAPEC食料安全保障に関する政策パートナーシップ（PPFS）を通じて、関連の協力が進められている。8月には、APEC気候変動に対応した食料安全保障と持続可能な農業の促進に関するハイレベル政策対話（ベトナム）が開催され、「気候変動に対応した食料安全保障と持続可能な農業の促進に関するカントー声明」、「食料安全保障及び気候変動に関するAPEC複数年行動計画」及び「食料安全保障と質の高い成長の強化のための農村・都市開発に関するAPEC行動計画」が採択された。

ASEAN+3（日本、中国及び韓国）の協力枠組みでは、ASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）協定が2012年に発効した。これに基づき、日本は2016年にフィリピンやカンボジアに対す

る米支援を実施した。また、2017年11月のASEAN+3首脳会議（フィリピン・マニラ）では、「食料安全保障協力に関する声明」が採択された。

イ 「責任ある農業投資」の促進に向けた日本の取組

世界の食料生産増大のため国際的な農業投資が促進される一方、開発途上国での大規模な「農地争奪」が問題となったことを踏まえ、日本は2009年のG8ラクイラ・サミット（イタリア）で、投資受入国、小農を含めた現地の人々及び投資家の3者が裨益^{ひえき}するような投資が促進されるべきとの「責任ある農業投資」のコンセプトを提唱した。2010年4月には、四つの関係国際機関（FAO、国際農業開発基金（IFAD）、国連貿易開発会議（UNCTAD）及び世界銀行（WB））により「責任ある農業投資原則」（PRAI）が策定され、これを発展させる形で2014年10月の世界食料安全保障委員会（CFS）総会では、「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が採択された。この原則は2016年G7伊勢志摩サミットでも、「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」で、G7の行動の基礎を成す原則として明記されている。世界全体の食料安全保障の実現における主要な課題として、同原則の実践を引き続き主導していく。

（3）漁業（マグロ・捕鯨問題など）

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に積極的な役割を果たしている。

日本はマグロ類の最大消費国として、全てのマグロ類の地域漁業管理機関（RFMO）に加盟し、保存管理措置の強化に向けた議論を主導している。2017年には、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）年次会合で、太平洋クロマグロについて資源評価の結果、暫定回復目標の達成確率の増減の程度により、漁獲枠の増減を可能とする保存管理措置が採択された。また、メバチ、キハダ及びカツオについては、

2018年の1年間の暫定措置として、まき網漁業については、集魚装置（FAD）禁漁期間を縮小するとともに、FAD個数制限等の規制を新設した。また、はえ縄漁業については、日本のメバチの漁獲枠を1万6,860トンから1万8,265トンに増加させること等を内容とする措置が採択された。また、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）年次会合では、大西洋クロマグロ資源について、漁獲可能量（TAC）を現行2万3,655トンから2020年までに段階的に3万6,000トンまで増加させることで合意した。

北太平洋漁業委員会（NPFC）では、日本の提案を基に議論が行われ、①サンマについては、遠洋漁業国・地域による許可隻数の増加を禁止する措置（1年限り）、②マサバについては、可能な限り早期に資源評価を完了し、その間、公海でマサバを漁獲する許可漁船の隻数の増加を禁止する措置及び③無国籍船23隻を違法・無報告・無規制（IUU）漁船リストに掲載すること等が決定された。日本は、寄港国がIUU船舶に対して入港拒否等の措置を採ることを規定する違法漁業防止寄港国措置協定（2016年発効）がIUU漁業対策に果たす役割の重要性を認識し、2017年5月に加入書を寄託し、6月に日本について効力を発生した。

2016年のワシントン条約（CITES）第17回締約国会議（COP17）でも議論されたニホンウナギにつき、2017年6月、第10回非公式協議を開催し、日本、中国、台湾及び韓国の4か国・地域により、各国・地域が採ってきた管理措置のレビュー等を含む合同プレスリリースを発出する等、国際的な管理体制構築への取組を強化している。

北極海公海では、直ちに商業的な漁業を行える状況ではないが、地球温暖化による一部解氷を背景に、将来的な無規制漁業への懸念が高まった。これを背景に2015年12月から6回にわたり、北極海沿岸5か国（カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア及び米国）に日本、中国、韓国、アイスランド及びEUを加えた10か国・機関による北極海公海漁業規制に

コラム

国連食糧農業機関（FAO）との関係強化

国連食糧農業機関（FAO）は食料・農林水産分野での国連の筆頭専門機関であり、世界の食料安全保障の強化において重要な役割を担っています。日本は1951年の加盟以来、長年にわたりFAOとの協力関係を続けてきましたが、FAOとの協議の緊密化、FAOの活動に関する日本国内への情報発信の強化、FAOにおける邦人職員増強に向けた取組の強化等を中心に、FAOとの一層の関係強化に取り組んでいます。

2017年1月には、ローマのFAO本部で、初めて日・FAO年次戦略協議を開催しました。日本とFAOは、これまでの両者の連携関係を振り返り、食料安全保障、栄養及び農林水産業に関する主要な課題と機会に対応し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するため、両者の戦略的協力関係を更に前進させることの重要性を再確認しました。また、両者は、栄養や民間セクターとの連携等、特定の課題におけるFAOの活動に関する最適な連携の在り方について意見交換するとともに、日本国内でのFAOの役割、活動及び成果の認知度を高めるための方策について議論しました。

この戦略協議を受け、5月には、グラツィアーノFAO事務局長が4年ぶりに訪日しました。滞在中、グラツィアーノ事務局長は、岸田外務大臣を始めとした政府要人との会談、東京都内での各種行事への出席、岐阜県における世界農業遺産（GIAHS）視察、各種メディアインタビュー等を通じて、FAOの活動とその重要性について積極的に対外発信しました。

また、FAOにおける邦人職員の増強に向けて、グラツィアーノ事務局長は上智大学で講演を行い、FAOが世界規模での食料増産や栄養改善、持続可能な農林水産業の促進に果たしている役割や、FAOで勤務する魅力とやりがいを日本の若者に伝え、潜在的なFAO職員候補者の動機付けに貢献しました。

さらに、外務省が主催したふくしまスイーツ賞味会において、福島市産の果物を使ったスイーツを賞味したグラツィアーノ事務局長は、日本の安全でおいしい農産物を評価するとともに、現在福島産食品については安全性が確保されており全く懸念を持つ必要がないと述べ、東日本大震災後の風評被害を払拭する観点から、福島の復興支援を応援しました。

グラツィアーノ事務局長の訪日に合わせ、日本初のFAO親善大使として、フランス料理人の中村勝宏氏とジャーナリストの国谷裕子氏が任命されました。任命以降、両親善大使はそれぞれの経験を活かして親善大使として活躍されており、今後も日本におけるFAOの顔として、FAOの活動とその重要性について、分かりやすく、かつ親しみやすい形で情報発信することが期待されています。

外務省は、これからも、農林水産省とも緊密に連携をとりつつ、FAOとの更なる関係強化を進めていきます。



ふくしまスイーツ賞味会におけるスイーツの紹介（5月10日、東京）



FAO親善大使任命式の様子：写真左から、中村親善大使、グラツィアーノ事務局長、国谷親善大使（5月10日、東京）

関する協議が開催され、11月の第6回会合では、無規制な漁業の防止等を内容とする協定案につき大筋合意に至った。

捕鯨問題に関し、日本は、科学的根拠及び国際法に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類科学調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという方針の下、2014年3月の国際司法裁判所（ICJ）判決及び国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会等の指摘を踏まえ最終化された「新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）」を2015年12月から実施している。また、北西太平洋では、2016年11月、「新北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）」案をIWC科学委員会に提出し、2017年5月の科学委員会での議論等を十分踏まえ調査計画を最終化し、6月より調査を実施している。IWCでは反捕鯨国が締約国の過半数を占めており、捕鯨をめぐる国際的な状況は依然厳しいが、日本は、科学的根拠及び国際法に基づき、国際社会の理解が深められるよう粘り強く取り組んでいる。

(4) 対日直接投資

「未来投資戦略2017」では、2013年の「日本再興戦略」で掲げられた「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する」との目標が再確認された（2016年末時点で27兆8,000億円）。2014年から開催されている「対日直接投資推進会議」が司令塔として投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を吸い上げ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現を図っていくこととしている。2015年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定した「外国企業の日

本への誘致に向けた5つの約束¹⁸」に基づき、2016年4月以降、外国企業は「企業担当制¹⁹」を活用し、担当副大臣との面会を行っている。また、2016年8月からは、外国企業が日本で投資を行う際に課題となる規制・行政手続の簡素化について検討する「対日直接投資推進会議 規制・行政手続見直しワーキング・グループ」が開催され、その取りまとめは、「経済財政運営と改革の基本方針2017」や「未来投資戦略2017」にも反映された。

外務省としては、対日直接投資推進会議で決定された各種施策を実施するとともに、外交リソースを活用し、在外公館を通じた取組や政府要人によるトップセールスも行い、対日直接投資促進に向けた各種取組を戦略的に実施している。2016年4月に126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」では、日本貿易振興機構（JETRO）とも連携しつつ、日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館が有する人脈を活用した対日投資の呼びかけ、対日直接投資イベントの開催等を行い、窓口設置後1年間の各公館の活動実績は700件を超えた。最近では、2017年2月にスイス、5月にフィンランド、6月にアイルランドで、現地のJETRO事務所と日本国大使館や現地公的機関等が協力して対日投資促進セミナーが開催されたほか、日本国内では、2017年3月に「日米欧ビジネス・セミナー～双方向の投資拡大が切り拓く日米欧経済関係の新時代～」が外務省主催（関係各省、日本国際問題研究所及びJETRO共催）で開催された。2017年9月の安倍総理大臣訪米の際には、米国CEO懇談会やニューヨーク証券取引所での経済スピーチを通じて、安倍総理大臣からアベノミクスによる改革の成果や今後の方向性を紹介しつつ、日本への更なる投資を呼びかけた。

18 ①小売業や飲食店、医療機関、公共交通機関等における多言語対応の強化、②街中での無料公衆無線LANの整備の促進・利用手続の簡素化、③地方空港での短期間の事前連絡によるビジネスジェットの受入れ環境の整備、④外国人留学生の日本での就職支援及び⑤「企業担当制」の実施

19 日本に重要な投資を実施した外国企業を対象に副大臣を相談相手として付ける制度。担当副大臣は企業の専門分野に応じて決定され、外務副大臣は全ての面会時に同席する。

コラム

万博を大阪・関西へ！ ～2025年国際博覧会の大阪・関西誘致～

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、日本全体が盛り上がってきましたが、2025年国際博覧会（万博）開催国に、日本が立候補していることは御存じでしょうか？現在日本は、2025年に万博を大阪・関西で開催すべく、官民挙げて誘致活動に取り組んでいます。

今から約半世紀前の1970年、大阪で「人類の進歩と調和」をテーマに万博が開催されました。それまでで最多の6,400万人もの来場者を得て、後世に語り継がれる万博となりました。当時はまさに高度成長期の絶頂期にあり、1964年の東京オリンピックと共に、戦後日本の新たなイメージを国際社会に向けて発信する絶好の機会となりました。

そして今回、2025年大阪・関西万博が掲げるテーマは、「いのち輝く未来社会のデザイン」です。「人」に焦点を当て、一人ひとりの幸せな生き方と、それを支える持続可能な社会・経済の未来像を世界中の人々と考えていくことを目指しています。私たちのアプローチは、世界の80億人を結び付け、未来社会を共創することです。それを実現するために、地球上の全ての人が参加できるよう、例えばインターネット、バーチャル・リアリティ（VR）等の技術を駆使して、会場に来られなくても様々な出会いや発見ができるような仕組みも計画しています。

また、万博は新しい未来の技術を体験できる場でもあります。前回の1970年大阪万博で紹介された、動く歩道や携帯電話は、今や私たちの日常生活に欠かせないものとなっています。2025年万博では、自動運転技術を活用した高齢者や障がい者にも優しい移動システムの提供や、パビリオンやトイレにIoT（モノのインターネット化）技術を活用したヘルスチェックサービスを導入し、自動で参加者の健康を管理したり、自動翻訳システムを使い、言語の制約なしで世界中の参加者と万博を楽しむ仕組みなども検討されています。ドローン技術を活用し、事前に予約したランチを指定の場所に配送するといった未来社会のデリバリーシステムも体験できるかもしれません。

2025年万博の開催国が決定される2018年11月に向け、ソフトパワー等の日本の魅力も活用しながらオールジャパンで誘致活動に取り組んでいます。世界中で人気のポケモンやハローキティも万博誘致キャラクター特使として協力してくれています。万博誘致には市民の盛り上がりが重要です。是非万博誘致実現に向け皆様の応援をお願いいたします！



会場予定地の夢洲。海に囲まれた人工島であり、来場者は瀬戸内海の美しい景観を楽しむことができます。夢洲は、大阪市中心地から30分程の便利な場所にあります。
(写真提供：経済産業省)



ポケモン及びハローキティへの万博誘致キャラクター特使就任式（11月28日、東京）

※下記リンクから誘致サポーター登録ができます。
<http://www.expo2025-osaka-japan.jp/recruit-ind>